

# 法曹養成制度改革顧問会議

## 第3回会議 議事録

第1 日 時 平成25年11月12日（火）自 午前9時45分  
至 午後0時33分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 平成25年司法試験予備試験の結果について
- 3 司法修習について
- 4 司法試験について
- 5 法科大学院について
- 6 法曹人口について
- 7 法曹有資格者の活動領域の拡大について
- 8 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷座長、阿部顧問、有田顧問、宮崎顧問、山根顧問、吉戒顧問  
発言者 最高裁判所事務総局小林審議官、文部科学省大臣官房常盤審議官  
法曹養成制度改革推進室 大場室長、松本副室長

○大場室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第3回会議を始めさせていただきます。

まず、推進室から配付資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録に記載のとおりでございます。資料1から資料9までございまして、この中で文字数が多くて見づらい資料2-3と資料5-3は別途、拡大版もお配りしているところでございます。

さらに、これらの配付資料つづりとは別に、3種類の資料をお配りしております。

一つ目は、最高裁判所からの資料といたしまして司法修習に関する資料。これは後ほど最高裁判所の小林審議官に御説明いただく予定の資料でございます。

二つ目は、宮崎顧問から司法試験科目に関する資料が提出されております。

三つ目は、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会から当室宛ての報告書でございます。

いずれも、後ほどの宮崎顧問の御発言等において、あるいは当室からの御報告に当たりまして活用する予定の資料でございます。

資料は以上でございます。

なお、青色のファイルにこれまでの資料をとじておりますので、適宜御参照ください。

以上でございます。

○大場室長 今、説明のありました資料の中の、最高裁判所からの司法修習に関する資料は、最高裁判所に設置されました司法修習委員会における配付資料でありまして、現時点では公表されていないものと聞いております。したがって、現時点で、顧問会議で先行して公表する性質のものではないと考えております。推進室としては非公開の対応をしたいと思っておりますけれども、この点について、座長、お諮りいただけますでしょうか。

○納谷座長 ただいま発言がありましたように、資料の公開について、皆さん御意見はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 では、やはり先行してこちらで公表するのは適切でないと思いますので、非公開という扱いにさせていただきたいと思います。

○大場室長 分かりました。それでは、非公開ということで扱います。

議事に入りますけれども、最初に11月7日に発表されました、本年の司法試験予備試験の結果につきまして、推進室から説明いたします。

○松本副室長 お手元の配付資料の資料1を御覧ください。先週11月7日に、今年の司法試験予備試験の最終合格者の発表が行われました。

本年の予備試験の最終合格者数は、351人でした。昨年は219人でしたので、132人の増加となっております。平成23年からの予備試験合格者数の推移をこの下の枠囲いのところに記載しておりますので、御参照ください。

また、この資料1のつづりの3ページを御覧ください。こちらは本年の予備試験合格者の年齢別とか、あるいは職業別の資料でございます。

年齢別のデータを見ますと、受験者、合格者とも20～24歳が最も多くなっておりまして、2,894人が受験して、そのうちの207人が合格している状況でございます。

次に職業別を見ますと、法科大学院生が最も多く、1,456人が受験して、162人が合格している状況でございます。

最終学歴別では、法科大学院在学中が1,497人受験して、164人が合格。大学在学中が2,476人が受験して、107人が合格となっているところでございます。最終合格者のうち大学在学中と法科大学院在学中を足しますと271人となっております、全体の77%を占めております。

なお、この職業別と最終学歴のデータはあくまでも自己申告によるものでございますし、更に出願時のデータでございますので、受験時や合格発表時には変わっている可能性があるということを前提としていただければと思います。

以上でございます。

○大場室長 司法修習についての議題に移ります。前回の会議では時間がなくなりましたので、前回御報告のありましたアンケート結果なども踏まえて御議論を。どうぞ。

○宮崎顧問 今回の資料について、1点だけ質問させていただいていいでしょうか。

4ページに「過去の司法試験の受験経験」というところがございますが、最終合格者の合計が351人というのはこれで合っているのですね。

○松本副室長 最終合格者の数が351人ですので、そこに合わせています。

○宮崎顧問 分かりました。それでは、後で確認します。

○大場室長 司法修習についての議題に移りたいと思います。前回はアンケート結果なども踏まえて説明があったわけでありましてけれども、その結果なども踏まえて御議論いただきたいと思います。

まずは、前回の顧問会議以降の司法修習委員会における議論状況について、最高裁判所から御報告をお願いしたいと思います。最高裁判所の小林審議官、お願いいたします。

○小林審議官 それでは、最高裁判所から、11月1日に開催されました第25回司法修習委員会の議論の状況につきまして御説明申し上げます。

第1回の顧問会議でも御報告させていただきましたように、司法修習委員会では現在、司法研修所教官を含む実務家幹事によるワーキンググループを立ち上げまして、司法修習の充実方策について検討しているところでありますが、委員会に先立ち行われたワーキンググループでは法曹三者において一定の共通認識を得るに至りました。これが本日お配りしております資料の①、②と書かれているものでございます。

具体的に申し上げますと、法曹養成制度検討会議の取りまとめにおいて、効果的な分野別実務修習を実施できるよう導入的教育を充実させること、選択型実務修習を含む修習をより密度の濃いものとするために工夫することが求められたことに加えまして、法曹三者

によるアンケートで、修習生の中に分野別実務修習の開始段階で基本的な知識等が不足している者がいると指摘されたことなどを踏まえまして、司法修習の実情の把握と、改善すべきは改善するということの必要性が確認されました。

そして、司法修習全体についての実情を把握し、これらを分析して、導入段階の教育を含む修習全体の充実方策を検討すべきであるけれども、現在、その実情が必ずしもつぶさに把握できているわけではないことも踏まえながら、現時点で考えられる方策として、まず第1としまして、不足が指摘されている基礎知識等について、導入段階において司法研修所の企画する統一的教育を行うこと、第2としまして、分野別実務修習について、ガイドラインの策定等による指導内容の明確化・充実化を行うことが確認されました。

さらに、司法修習委員会としましては、今後継続的に、修習の実情やこの二つの方策の効果を調査分析し、方策の改善の要否も含め、修習全体について、不断に実情の把握と充実方策の検討を行うことの必要性について検討されたところであります。

検討の現状といたしましては、分野別実務修習の充実方策につきましては、ガイドラインにどのような内容を盛り込むかにつきまして、法曹三者でそれぞれ検討しており、導入的教育の目的・内容・方法につきましては、今申し上げました問題意識を共有しながら、ワーキンググループにおいて議論しているところであることも確認されました。

以上のようなワーキンググループにおける議論を前提といたしまして、11月1日に開催された司法修習委員会においては、最初に事務局から、この法曹三者の到達した共通認識の内容を御報告し、いまだ結論の一致を見ていない導入的教育についての議論状況を御説明した上で、法曹三者がそれぞれ現時点で考えている導入的教育についての案を説明いたしました。これが本日お配りしております資料の③以降になります。

すなわち、最高裁判所からは、各修習生に自らの足らざるところを自覚させて自学自修を促すのに必要な2週間弱のカリキュラム案が、法務省からは、分野別実務修習を効果的・効率的にするために1か月の導入修習を行う案が、日本弁護士連合会からも、スムーズに実務修習に入るための1か月の導入修習を行う案が説明されました。

その後、委員及び幹事による意見交換が行われましたが、委員などから出た意見は様々でございました。そのうちの幾つかを御紹介いたします。

司法修習の問題については、現状では実証的に明らかになっているとはいえ、問題の原因が、導入的教育が行われていないことにあるのか、分野別実務修習にあるのか、よく分からないという御意見、修習の眼目は、法科大学院では不可能な生の事件に直接触れて、それまでの教育内容を更に充実・発展させることであり、分野別実務修習にできる限りの時間を投入すべきであるという御意見、法曹三者から出された導入修習のカリキュラムは、法科大学院でも行われているという御指摘、力が不足していることを冒頭で気付かせる必要があるという御意見、導入的修習は、修習の冒頭にまとめて行うのが効率的であるという御意見、導入的修習は、分野別実務修習の効果を高めるものとして、より踏み込んだ教育が必要であるといった御意見などが出された次第であります。

その上で、修習の実情については、なお実証的な検証が必要ではあるものの、何らかの導入的教育の実施の必要があること、それから、分野別実務修習についても、司法研修所各教官室の支援の下で一定のガイドラインを策定するなどして、その充実・改善を図る必要があること、司法研修所と司法修習委員会が今後とも司法修習の実情把握を強化することについて、大筋で委員の意見が一致したことを受けまして、さらなる具体的な検討と法曹三者間の意見調整がワーキンググループに指示されたところであります。

なお、次回の委員会は12月3日に開催されることとなっており、また、その検討状況については御報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

次に、司法修習に関する推進室の考え方について説明させていただきます。

○松本副室長 基本はお手元の拡大版の資料2-3に基づいて御説明いたしますが、適宜、資料2を御参照ください。

推進室の、現時点におきましての司法修習についての検討の概要は、冒頭の黄色の囲いのところに書いておりますように、導入的集合修習が必要であって、その期間は1か月程度は必要であろう。

その方法といたしましては、一堂に会する集合修習方式で、かつ双方向的な授業・講義が必要である。これはちょっと分かりづらいかと思いますが、サテライト型でテレビを使った、一方向的なものでは足りないであろうという趣旨でございます。

かつ、その内容といたしましては、修習生自らが課題について起案をする、あるいは演習形式で課題に取り組む、このようなものが不可欠であろうと考えております。

さらに、制度として、導入的集合修習を恒常的に実施する。一時的な手当てではないという考えでいるところでございます。

その根拠でございますが、これは前回も少し御紹介いたしましたが、法曹養成制度検討会議における委員からの修習に関する問題提起、これは10ページの別添1で付けているところでございます。あるいはこれを踏まえた法曹養成制度検討会議の取りまとめにおきまして、充実した導入的教育の必要性を訴えられていたこと。

さらに、自民党の司法制度調査会の中間提言、あるいは公明党の法曹養成に関するPTによる法曹養成に関する提言等におきましても、これも前回御紹介したところでございますが、同様の指摘がなされていること。

これらの状況とともに、この間、司法修習委員会、あるいはその下でのワーキンググループの検討におきまして、以下の点について法務省刑事局・検察教官室、あるいは日本弁護士連合会・弁護教官室から同様の主張がなされているところを踏まえました。

その同様の主張といいますものが、9ページの①～③で書いておりますように、アンケート調査の結果や指導担当者自らの経験を踏まえまして、導入的集合修習が必要であるという点。

あるいは、その必要性といたしまして、実務修習への橋渡しのために必要な基礎的知識等を身に付けさせるとともに、各自の不足している知識・能力について早期に気付かせる必要があるのだ、それによって、効果的・効率的な分野別実務修習につなげるのだという点。この点は、法科大学院の間にその教育内容のばらつきがあるから、このばらつきを補正するために導入修習を求めるものではないのですが、この点が根拠の一つでございます。

司法修習委員会あるいはワーキンググループの場合には、委員の方あるいは幹事の方から、ロースクールの教育の肩代わりではなくて、かつてあった旧修習時代の前期修習からロースクールの教育を引いた部分、その部分がやはり実務修習に入るに当たって必要であろうと言われておりますが、そういう位置付けでございます。

さらに、この導入修習の内容につきましても、1か月程度、あるいは双方向性、かつ演習・起案が必要である。

このような点について、修習を現場で担当している法曹三者のうちの二者から共通した主張がなされているというところを一つの根拠として我々も考えております。

さらに、法曹三者の視点や考え方などを臨床的な体験を通じて習得させるためには、やはり座学だけではなくて、演習とか起案が不可欠でありまして、かつ、これらを実施するためには一定の期間が必要であると考えております。さらに、全修習生を同一のカリキュラムの下で一括して教育することによりまして、全修習生との比較により個々の修習生のレベル等を指導する側が把握することができますし、それに基づいて効果的な実務修習の計画が可能になるほか、逆に修習生の立場からいたしますと、自らの知識・能力の点について、その気付きと内省といいますか、足りないところを気付き、更に足りないところの向上を図っていく。そのような機会になるのではないかと。ついては、これが実務修習の質・密度の向上につながると考えているところでございます。さらに、現在、実務修習期間中に実施されている導入的教育を集約することで、実質上、実務修習の量的拡大につながるのではないのかというふうにも考えているところでございます。

ちなみに、この1か月という期間につきましては、この修習ワーキンググループ、あるいは先ほど最高裁判所から御紹介がありました司法修習委員会の場で、法務省側あるいは日本弁護士連合会側が、ある程度、具体的なカリキュラムを御用意いたしまして、それを実施しよういたしますと1か月ぐらいは必要であるということも踏まえておりますが、一つ、新修習になりまして最初の修習、新60期につきましては、1か月間、集合による導入修習が行われていたこと。

さらには、これは教官室のお話といたしまして、即日起案とかを実施しますと、これをきちんと添削をして充実した講義に結び付けるためには、その即日起案から実際の講評まで2週間程度の期間がやはり必要であるという事情がうかがわれたこと。

アンケート調査等で判明した、検察の現場におきましては、結局、今、導入修習がない代わりに、現場において2週間程度、それぞれが各自工夫をして、導入的な修習を実施している。これが全て導入修習に置き換わるわけではございませんが、そのようなことから、

推進室としても1か月程度は必要ではないかと考えているところでございます。

今後の推進室としての、司法修習委員会及び幹事会あるいはワーキンググループへの対応でございますが、前回、顧問会議の場でも吉戒顧問から、司法修習委員会あるいは幹事会等々とよく連携をするようにという御指摘をいただいたところでございます。

前回の顧問会議後、ワーキンググループは3回開かれまして、司法修習委員会も1回開かれたところでございますが、そのような場で推進室の考え方、先ほど私が申し上げましたような考え方を御説明したところでございます。

なお、次の司法修習委員会は12月3日で、これは後ろの方で資料を付けておりますが、それまでの間にワーキンググループが2回開催予定でございましたが、そのうちの1回、11月13日につきましては実務的な調整ということで、ここはワーキンググループとしては開催せずに、11月19日のワーキンググループで議論するという状況に至っているところでございます。

なお、この導入的集合修習を1か月程度設けることによって全体の修習期間が延びるのではないのかというところもいろいろと御意見として承っているところでございますが、推進室といたしましては、例えば現在修習に活用されていない2回試験後、その合否発表までの3週間を例えば選択型修習に利用するという工夫によりまして、現在の修習期間を延長することなく、かつ実務修習の期間を短縮することなく、現在の2か月を維持して導入修習を創設することが可能ではないかと考えているところでございます。

さらに、現在の司法試験合格者2,000名を前提といたしますと、和光の研修所の物理的なキャパシティの問題がございます。この点につきましては、導入的集合修習の創設を前提として、かつその制度設計を前提とした上で、例えば裁判官などの研修施設の利用可能性などについて早急に具体的な検討を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○大場室長 では、ここからは座長に進行をお願いしたいと思います。

○有田顧問 ちょっと質問してよろしいですか。

○大場室長 どうぞ。顧問の皆さんの意見交換をお願いしたいのですけれども、最高裁や推進室に対して御質問がありましたら、適宜、おっしゃっていただきたいと思います。

○有田顧問 後刻、この導入的集合修習制度について私の意見を申し上げたいと思っております。その前提としまして、今、最高裁判所の方からのお話を聞きましたけれども、今、推進室から説明があった部分とまだ相当齟齬があるように思うのです。最初の吉戒顧問のお話、確かに両方が歩み寄ってどうするのかというのが一番重要なところですが、その可能性とか、そういうものについて若干質問しておきたいと思っております。

まず、この導入的集合修習について、最高裁判所のワーキンググループの方はどのくらいの時間、日数をやっておられるのかということなのです。分かれば、それをお聞きしたいと思います。

○松本副室長 ありがとうございます。

資料2のつづりの一番最後、16ページを御覧ください。これまでの司法修習委員会あるいは幹事会、さらにはワーキンググループの開催状況が掲載されております。

ワーキンググループは計9回開催されております。それぞれ、日によって異なりますが、大体2時間、あるいは2時間を超えるような会議時間であったという状況でございます。

○有田顧問 分かりました。ありがとうございます。

今、お聞きしまして、相当な時間をかけてやっておられるということはよく分かりました。ただ今後、この議論がどういうふう収束していくのか、うまく収れんしていくのかということは、今後の修習制度の基本的な部分になってくるのだらうなど、重要な問題になってくるのだらうなどと思いますが、その辺のところはどういうふう考えておられるのですか。

○大場室長 今回の有田顧問からの御質問の点は、事柄の性質上、これは最高裁判所の司法修習委員会でのお話ですので、もし可能であれば、最高裁判所の小林審議官からコメントをいただけますでしょうか。また、要すれば推進室からも補足したいと思います。

○小林審議官 それでは、御説明したいと思います。

先ほど推進室の松本副室長からも御説明がありましたとおり、ワーキンググループは既に9回開催しております。これにつきましては、特に9月の前半くらいまではアンケートを実施するなどしてございまして、どちらかといいますと、いわば状況を全体的に確認していく作業が中心であったと思っております。

その上で、この9月の司法修習委員会を踏まえて、それではどういう対策があるのかということをご3～4回程度検討してございました。その上で、先ほど御説明いたしましたとおり、まだ完全に一致しているわけではございませんけれども、司法修習の充実方策についての大きな考え方につきましては、法曹三者においてもおおむね了解が得られているというふうに理解しております。

導入段階における教育について、その理念をどう位置付けるか、あるいは期間や教育内容等をどうするかについては、まだ調整の余地が残っているとは思いますが、これは殊に修習という、法曹三者が協力して行うべき事柄でございますので、今後、鋭意調整に努めてまいりたいと考えております。

○有田顧問 分かりました。ありがとうございます。

いろいろ議論されていることはよく分かりましたし、それから、問題点があることも分かっておりますが、問題はこれをどういう形で結論付けて決着させるのかが一番重要なところなわけですが、その辺の見込み的なものというのは、なかなか難しいかと思いますが、何かありませんか。

○小林審議官 その点は、現時点ではこの提出しました資料にも書かれており、なお齟齬があります。したがって、何らかの歩み寄りがあり得るのかということも含めて検討しなければいけないだろうとは考えております。

○有田顧問 分かりました。

○松本副室長 推進室から若干、推進室の問題意識を御紹介いたします。

これも前回御紹介いたしました、自民党の司法制度調査会あるいは公明党からもこういう制度の創設が求められている状況にございまして、かつ自民党の司法制度調査会は中間提言という位置付けで、その提言の半年後、半年後といいますと今年の12月になるのですけれども、そこで関係省庁等の取組についてヒアリングを実施して、それを踏まえて最終提言を考えるとというふうに承知しているところでございます。そういう意味では、我々といたしましては、与党の、自民党司法制度調査会とか、あるいは公明党のPT等が開かれる際には、現在のような対立がある状況は極力避けたいと考えております。

そういうスケジュールで申し上げますと、12月3日に司法修習委員会がございしますが、極力、その時点では、その法曹三者がこういう形で共通認識ができる制度設計といいますか、この導入的集合修習につきましてそういう共通点が見出せればと考えているところでございます。以上でございます。

○納谷座長 どうぞ。

○吉戒顧問 有田顧問の御質問は、恐らくこの問題についての検討のスケジュール感についてのお尋ねだと思うのですが、それも大事なことなのですが、まず、冒頭的に言いますと、検討の範囲について確認をさせていただきたいと思うのです。

ここでは、先ほどからの説明でも導入修習の是非が議論のテーマになっているのですが、法曹養成制度検討会議の取りまとめでは、法科大学院を中核とする、プロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持した上で、法科大学院教育のばらつきを解消すること、それから、司法修習の内容をより密度の濃いものにする必要があるということが提言されているわけなのです。

そういうことですから、これらの点についての検討など、そういう点もこの場でやるべきであると思います。その点については、推進室も同じような理解に立っていらっしゃると思います、そういう理解でよろしいでしょうか。

○松本副室長 ありがとうございます。

ロースクールの教育のばらつき等々というところは、一つ、例えば文部科学省の公的支援の見直しについて、今日、文部科学省に御紹介をいただく予定でございしますが、そういうところも含めて我々も、例えばロースクールに対しての、これも後ほど御説明いたしますが、人的支援の見直しとか、そのようなところを文部科学省と連携して検討している状況でございます。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 質問ですが、実務修習に困難がある者がいるという点について、法科大学院修了者と予備試験合格者の間で何か有意な差があるのかというのが1点目です。

2点目は、実際のカリキュラムで、最高裁判所から2週間程度という御提案、法務省・日本弁護士連合会から一月程度ということで、実際に両者の提案の中身について、何が違うのかを分かりやすく説明してください。

○松本副室長 まず、後者の方について御説明申し上げます。

一つの大きな要因は、演習・起案、即日起案とか、そういうものを入れているか、入っていないか大きな違いでございます。検察、民事裁判、刑事裁判、刑事弁護、民事弁護、それぞれについて起案を入れていきますと起案だけで何日か必要でございますし、先ほど御説明申し上げましたが、それをきちんと採点して講評・講義に結び付けるためには2週間程度の時間が必要である状況でございますので、そこが期間の点で大きな違いでございます。

予備試験からの者との差というところは、すみません、推進室は把握していないのですが、もし最高裁判所でお分かりであれば。

○小林審議官 御承知のとおり、予備試験合格者で、かつ司法試験に合格した者が正に今、修習中でございますが、その辺りの具体的な状況についてはこちらとしてもまだ把握できないところがございます。したがって、この点についてはお答えするのが難しいかと考えております。

なお、先ほど松本副室長の方からお話しされた点、つまり、この1か月と2週間でどこが違うかという点は、松本副室長のお話のとおり、即日起案等をやるかどうかというところの違いが大きいかと思われまます。

ちなみに、この点につきまして、裁判所の案は、事前課題を出し、そのレポートを書かせた上で、なるべく短期間の導入修習にすべきではないかという発想に立っているということでございます。

○納谷座長 それ以外に何かありますでしょうか。

私としては、ロースクールを導入してから今日までの間におけるロースクールの実態もだんだん分かってきましたし、実務修習のことについてもアンケートを取って、ちょっとばらつきもあるということも分かってきましたし、これから新しい問題として、予備試験で受かった人たちの修習がどういう具合になっていくかという問題も予測していかなければなりません。これはまだデータは出ていませんけれども。ある程度それらのことを踏まえながら、更に検討を進めることが必要だと思っております。

ロースクールの方でどういう教育をするかということは、後で文部科学省の方の説明の中であわせて触れていただくことにさせていただいて、いずれにしても、ようやくここまで導入教育に近い事前の教育の必要性が、先ほどの小林審議官の発言でもこういう必要性があるのではないかという共通の認識が出てきて、検討に入ってきていることは事実ですので、有田顧問がおっしゃられたように、方向付けは早く決めていかないと、推進室の方だけが急いでいるのではないかという危惧が出てくると思います。そこの地ならしも必要だとは思いますが、そろそろ、そういう形の方向付けも考えていかなければならないと。私はそう思っています。

もう一つ、資料がいろいろ出てきて、御覧になれば分かりますけれども、裁判所の方の実務修習をするに当たっての、最低限度はこれぐらい、2週間でしょうか。あとは弁護士

会には弁護士会の方の、事前にこういうことをやってもらいたいという科目とか、授業内容がいろいろありますね。検察庁の方にもあります。それぞれ全部合わせると、どうも2週間かそこらでは何となく難しいのではないかと。ワーキンググループも幹事会の方も多分お考えになっているとは思いますが、そんな方向が確認されたなと思っています。この顧問会議では方向付けを今日、ある程度まとめていただいて、12月3日の司法修習委員会では何とかより具体的に見える形でまとまった案を提出していただければと思っています。

何か御意見がありましたら、どうぞおっしゃってください。

どうぞ。

○宮崎顧問 先ほどから推進室の考え方が述べられていましたけれども、私も推進室の考え方に基本的には賛成しています。

特に、当事者法曹というのか、検察もそうですが、弁護士は当事者の意見をきちんと聞いて、それをまとめるという業務はしっかりと修習でも積み重ねていく必要があると思っています。もちろん、法科大学院での実務基礎教育がありますから、それを踏まえて、従前のというか昔の前期修習というのではなく、法科大学院の教育を踏まえて、更に多様な法曹を生み出すという観点からの導入修習を是非ともお願いしたいと思います。裁判所の案を見ますと、どうも法廷実務が中心、しかも座学が中心ということですが、我々はやはり法廷実務だけではなくて、当事者法曹としての幅広い分野について、しかもできるだけ疑似体験を踏まえた実践的な修習をお願いしたい。このように考えています。

また、修了生の8割、9割を占める弁護士にとって、この修習期間は最後の教育期間でありまして、裁判所、検察のように充実したオン・ザ・ジョブ・トレーニングが行われる環境ではありません。弁護士として直ちに、荒波の中に放り出されるわけですから、特に弁護士としてはこの修習の充実というものを期待しておりますし、そういう意味でも、前期導入修習1か月といいますけれども、最低1か月というニュアンスでございまして、その点、よりよい導入修習を是非とも裁判所にも十分御理解をいただいて、進展させてほしいと。このように思っています。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 しっかり市民に寄り添って問題を解決する法律家になってもらいたいと思っているわけです。そのために、独り立ちをする前に司法修習で実際の事件を見ながらしっかり勉強してもらうことが必要なのだろうと感じます。導入的集合修習というものは、その基礎を築くための大切な時期となるのだろうと思いますので、充実した教育を統一的に、ある程度の期間、集中的に実施することに賛成します。中身については、最高裁判所と関係機関でまたしっかり検討していただきたいと思います。

○納谷座長 それでは、有田顧問どうぞ。

○有田顧問 今、導入的な集合修習が行われるという方向性が出てきましたので、私はそれでいいと思っています。ただ、その周辺事情として、若干お伝えしたいといいますが、

私の意見を述べたいことがございます。

東京地検でやっている修習というものを聞きましたところ、2か月間なのです。つまり、60日となっております。ところが、20日間は導入の形でやっているのです。ということは、3分の1を使ってしまっているということなのです。私は、実際の修習は何をすべきなのかといいますと、導入であってはならないと思っています。私も検察庁にいたときに修習生の開始式等で言うことは、とにかく修習生の皆さんは検事にならない人ほど検察修習を頑張ってくださいと。そうでないと、これが最後ですよということをよく言っておりました。

さらにもう一点は、検察にいと、やはりいろいろな人がいます。そうすると、その人から話を聞く機会が非常に多くあります。対立する方もいますし、協力者といいたいしょうか、そういう者もいます。でも、協力者でも本当のことを言わない人、いろいろな人がいます。真相を聞き出すことが法曹にとって極めて重要な要素でありまして、それは特に弁護士の先生辺りは極めて重要な要素になってくると思うのです。そういうことをきちんとトレーニングする一つの大きな機会が、検察の正に実務修習であるということを言い続けてきたのです。

それから考えると、やはり修習期間の実質的な部分が狭まってしまうことは私は耐えられないという思いを持っております。そういう意味で、集合の修習をやっていただきたい。

さらに言いますと、この前、法務省の神村課長がここでお話しなさいましたように、実際の事件の受理から処理まで一貫してやる。それから、公判も担当してもらおうというのが本来の修習なのですけれども、その中で生の事件を扱うということでありまして、そのときには自分で警察の方に連絡をしたり、被害者や被疑者を呼び出して、グループで調べをするということもあるのです。

そうなりますと、証拠品の問題であるとか、記録の保管であるとか、これは実際、検察官と同じような立場で責任を持ってやらなければいけない。特に事件の被害者や被疑者は、我々は日常的にそれを扱っているとしても、その人たちには1回きりのことなのです。そうすると、その人たちの気持ちを思いはかってどういう対応をするかというのは極めて重要なことなのです。そういったことも踏まえて、弁護士の修習も同じだと思っておりますけれども、そういった人間性の、あるいは人間性についてのいろいろな指導といいたいしょうか、それも含めてやっていかなければいけないというのが修習の前期といいたいしょうか、導入的な修習制度なのだろうと思います。

したがって、1週間、2週間ということではやはり足りないのではないかなど。少なくとも、宮崎顧問がおっしゃっていましたが、1か月は必要であるということを強くここで主張したいと思っております。

以上です。

○納谷座長 どうぞ。

○吉戒顧問 導入修習の是非につきまして、いろいろ議論がありますけれども、修習とい

いますか、いわゆる一般的な意味で修業ですが、そういうものの最初においてガイダンスとかオリエンテーションが必要であるということは私も否定いたしません。ただ、少し長くなりますが、司法制度改革審議会の意見書で提言された法曹養成制度の理念を忘れてはいけないということを申し上げたいわけなのです。

これは私たちが受けた制度ですけれども、旧制度のときには司法試験という点の選抜を経て、いわば教科書的な知識しかない司法修習生に2年という長い期間をかけて実務教育をしたわけなのです。ですから、司法修習の最初におきまして、実務の基礎教育として前期修習をする必要がありました。

しかし、新しい法曹養成制度の下では、2年から3年の法科大学院の教育、司法試験、1年間の司法修習というプロセスとしての法曹養成になったわけなのです。それで、法科大学院では法理論教育を中心としながら実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との関係を強く意識した教育を行うべきであるとされたのです。そして、法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、新司法試験は法科大学院の教育内容を踏まえたものとすると言われたわけでありました。

つまり、法科大学院で実務基礎教育が行われて、それが司法試験で試されて、法律実務の基礎的知識があるという前提で司法修習が開始されることになったわけなのです。したがって、従来座学を行う前期修習は廃止されて、司法修習生はそれぞれの実務修習庁において、そこで直ちに生の事件、生の当事者に接する実務修習を開始するというのが司法修習の制度設計であったはずなのです。

それが今般、こういう事態になったのは、やはり一部の司法修習生を見ますと、私もそう感じますけれども、修習の当初におきまして、例えば、民事でいいますと、要件事実とか、あるいは立証責任とか、訴訟物についての理解が欠けている者がいることは事実なのです。そういう知識・能力の不足があるのは、ある意味で一部の法科大学院で本来の実務教育が行われていないということではないかなと思います。率直に言えば、問題は一部の法科大学院の教育でありまして、そのツケを実務修習に持ち込んでいるのではないかなと思います。本来の対処の仕方としては、先ほど申し上げましたけれども、法科大学院の実務基礎教育の充実を図るべきであると思います。

ただ、そうはいいまして、力不足の司法修習生がいるという現実がありますから、導入的修習を実施するという方向性なのでしょうけれども、しかし、それはやはり力不足の司法修習生に対する補完的なものではないかなと思います。旧制度の前期修習の復活的なものでありますと、これは法科大学院に対する誤ったメッセージになりはしないかと、実務基礎教育をしっかりと行っている法科大学院の努力を無にして、法科大学院の教育が司法試験対策に傾斜しないかということを私は懸念いたします。

したがって、今の時点で導入的集合修習をすると言いたしましても、それは法科大学院の教育のばらつきと実務修習そのものの指導体制の在り方に問題があるということに照らしますと、それらの改善状況を見ることも必要であります。したがって、導入的集合修

習につきましても、それは私は当面の措置であるべきであり、常に不断の見直しが必要であると思います。

推進室の提案では、恒常的な制度として実施するというお話ですけれども、その点はどうかなというのが私の意見でございます。

○納谷座長 それぞれの立場からの発言もありました。このことは分かりますが、座長としてはやはり、例の意見書をつくったときに、ロースクールをこうするかという点については相当、熱を持って議論されて、理想を述べられたことは事実です。けれども、実務修習をどうするかとか、司法試験をどうするかという点については若干、あのときは議論が薄かったことも事実と思います。この間にいろいろな問題点も出てきています。アンケートの結果も、お分かりのように、司法修習の在り方についても、若干、充実するためのいろいろな方策が必要ではないかという認識が共通化されたのではないかと。そういう意味で、先ほど最高裁判所の方から「司法修習の充実方策について」というペーパーにおいても、問題点や方向性もある程度出てきておりますので、そここのところを中心にこれから進めてもらう必要があるのではないかなと思っております。

私、これは自分の意見でもあるのですけれども、仮に導入教育を創設するということが決まったとしても、ロースクールでの教育を否定するわけではなくて、そのロースクールで何を、どういう形で実務修習のことを教えるべきかということをもう一回見直してほしい。それはロースクールでの教育の充実といいますか、改善に向けての一つのきっかけになるのではないかと。

もう少し見えた形で、各ロースクールで検討していただくということをお願いするとともに、もう一つは、ロースクールが終わってから司法試験の勉強をやったり、予備試験で入ってきた人たちがいたり、いろいろなことを考えますと、やはりどこかで一回まとめておく必要が段階的にあるのではないかと。

こういう方向が少しずつ見えてきていると思います。できれば法曹三者で、ワーキンググループがありますから、そこでもう少し詰めていただいて、どういう科目をどういう具合にするかということを決めていただいて、それから期間も、2週間と1か月ですので、最高裁判所の方で、どの場所で、どの期間でやるかということも大変難しい、実務的なこともありますけれども、皆さんで知恵を出し合って、ある程度の方向で、このぐらいの期間でということをお案としてつくっていただいて、次回のこの顧問会議でそれを更に検討するというところでやっていただければなと思っております。いかがでしょうか。

ここまで議論がいろいろ出てきて、これ以上詰めていっても、ペーパーはいろいろ出てきておりますが、大体そのような方向で、法曹三者の、先ほど言った検討グループの方で少しやっていただいて、推進室でそれをまとめ、ここへ出していただく。司法修習委員会がありますから、その意見も踏まえてやっていただいて、次の顧問会議に出していただくという方向でよろしいのではないかと。

大体の会議の雰囲気としては、導入教育的なことを一応考えて、検討に進めていただい

て、もし導入するとすれば、どういう具体的な方向でやるかを考えていただくことにしたい。もちろん、今日出された案は、一応の検討は考えておきますけれども、そういうことでどうでしょうかと思います。

○大場室長 阿部顧問も、特に御意見は。

○阿部顧問 「例えばの案」で示された具体的なスケジュールについて、何か問題があるとすれば最高裁判所から御指摘いただきたい。

○納谷座長 小林審議官、どうぞ。

○小林審議官 今の御質問は、例えば1か月の案についてということによろしいでしょうか。

○阿部顧問 具体的に、15ページの別添4で示されている、「例えばの案」というものがございませぬ。このスケジュールですと、何か問題があるといえますか、具体的な不都合があれば御指摘いただければと思います。

1年プラス選択型修習3週間という、これは具体的な御提案という理解でいいのですね。

○松本副室長 推進室が1年という期間を前提として1か月の導入的集合修習を設けるとした場合、こういうことが考えられるのではないかと。

○小林審議官 この案自体は、まだ司法修習委員会で正式に議論しているところではありませんので、最高裁判所の方で正式にどうということはなかなか申し上げにくいところがございます。

ただ、司法修習委員会でのこれまでの議論に基づきまして、集合修習と選択型実務修習を互い違いにする2班制によりマンパワー、あるいは施設などを効率的に活用しておりますし、あるいは、選択型実務修習について全国プログラムの機会を増やしたりしているところがございます。これが例えばいわゆる2班制ではなくて1班制という形になったときにどのような影響があるのかなど、その辺りについてはよく検討していかなければならないだろうとは思っています。

また、1年にプラスして選択型実務修習が最後に3週間ほど付け加わることになりますので、この辺りの実際上の効果等もお検討する必要があるかもしれないと思います。ただ、これについてはまだ正式に検討しているところではございません。

○納谷座長 仮に2週間か、又は1か月間つくとしたときに、どこの時点でどういう形でやるかは、司法修習委員会でもう少し詰めていただいて、その方向が決まったら、この顧問会議で検討していただくことでいかがでしょうか。ここで、いつの時点で設定したらいいかというスケジュールはちょっと難しいと思います。どうぞ。

○吉戒顧問 先ほど座長がおっしゃったような方向性で検討いただいて、次回に最高裁判所のワーキンググループとか司法修習委員会の結論を聞かせていただきたいなと思います。

私としては、お願いしたいのは、全体的な枠組みなのですが、修習の期間が1年という、これは延ばしてほしくないということです。

それから、導入修習を入れることによって分野別の実務修習の期間が短くなるというこ

とも避けていただきたい。

それから、どういうふうに設定するにせよ、2,000人いる修習生のうち1,000人ぐらいが東京周辺で修習する者ですけれども、あとの1,000人は地方で修習する者なのです。この地方の修習生には、地方と東京を往復するという負担や東京在住時の宿舎の確保などの負担がかかりますので、その負担をなるべく解消していただきたいと思います。

この3点を是非お願いしたいと思います。

○納谷座長 吉戒顧問のおっしゃられていることも非常に重要なことですので、それも踏まえながら是非御検討いただきたい。ここでの意見をそういう形で反映させていっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○大場室長 分かりました。ありがとうございます。

○納谷座長 どうぞ。

○宮崎顧問 導入修習につきましては、座長の取りまとめで結構かと思います。

あと、今後、様々な問題が司法修習委員会で議論されると思います。法曹養成制度検討会議でも、修習生の地位・身分の在り方については更に検討した上で、先ほど吉戒顧問も言われましたように、経済的支援のあり方等についても議論をするということになっております。

また、選択修習の在り方等、様々な問題がありますので、導入修習の議論で疲れてしまって、その後の議論が行われないことのないように、幅広い議論を是非ともお願いしたい。このように思っております。

○納谷座長 それは次回以降で。

○松本副室長 1点だけ。選択型修習の在り方というのはまさに制度面と連動いたしますので、この導入的集合修習の創設を含めて、我々の方でも最高裁判所に御提案等をしている状況でございます。

経済的支援につきまして、現在の交通整理といいますか、その状況を御報告申し上げます。これは推進室におきまして、関係省庁、最高裁判所とか日本弁護士連合会にも参加していただきまして、ミーティングと称して打合せをしておるのですが、そこで一応、共通認識化した内容でございます。

身分、地位、そして、特に経済的支援につきましては、運用面の検討と制度的な検討というところが出てこようかと思います。そういう意味で、制度的な面というところは推進室、運用から生じる運用面での経済的支援というところは最高裁判所におかれての検討という状況でございます。

その場での我々の認識として、最高裁判所あるいは日本弁護士連合会に御説明いたしましたのは、この間の法曹養成制度検討会議の議論を通じましても、制度的に何か経済的支援を変える、あるいは修習生の地位・身分を変えるというところはまだ示されていない。仮にそういうところがあるのであれば、是非示していただきたい。ただ、運用面につい

ては、これは推進室ではなくて、最高裁判所の司法修習委員会、あるいは司法修習委員会の幹事会等々の場ではないですかという形で御説明をしている状況でございます。

以上、簡単に御紹介をいたしました。

○納谷座長 また実務修習のことについてありましたら、宮崎顧問の方で適宜出していただくことにして、この議題はここで、時間的なこともありますので、閉じさせていただいて、次に移りたいと思います。

○大場室長 推進室におきましても、司法修習委員会における検討状況を見極めながら、更に検討を進めていきたいと考えています。

それでは、次の議題に参ります。司法試験についてであります。前回申し上げましたとおり、法科大学院関係者のヒアリングを行いましたので、その結果について、まず推進室から御説明いたします。

○松本副室長 それでは、御説明申し上げます。

司法試験につきましては、前回の顧問会議におきまして、仮に選択科目を廃止とした場合に、予備試験との関係も踏まえて、考えられる案というものを推進室からお出ししまして、皆様からも御意見を伺いました。これが席上配付資料の資料3-1でございます。

その上で、前回申し上げましたとおり、選択科目を廃止することにつきましては、法科大学院教育との関係も踏まえる必要がありましたことから、法科大学院関係者の方々に対するヒアリングを実施いたしました。資料3-2を御覧ください。こちらがそのヒアリングの結果をまとめたものでございます。

ヒアリングの対象者につきましては、表紙に記載しておりますとおり、7名の法科大学院の先生方を対象といたしました。

表紙をめくっていただきますと、1ページ目にヒアリング事項を記載しております。これが当方の問題意識でございまして、法曹養成制度検討会議の取りまとめに記載されております基本的な考え方に関する、それぞれの先生方の御意見を総論的に伺い、その上で司法試験の論文式試験から選択科目を廃止することの是非、廃止したらその科目についての学習意欲が低下するのではないかという懸念についての御意見、廃止することが法科大学院のカリキュラム等に与える影響など、また、予備試験の短答式試験科目を3科目に削減することや、論文式試験につきましては選択科目を加えること、あるいは一般教養科目につきまして、短答式試験については大学卒業者についてこれを免除し、論文式試験についてはこれを廃止するといった各論点につきまして、各先生方の思うところを自由に発言していただきました。

資料3-2のヒアリング概要は、推進室が聞き取った内容を各先生方にチェックしていただいたもので、顧問会議の資料として使用し、かつウェブ上に公開することの御了解も得たものでございます。そもそも、このヒアリングは短時間のうちにいろいろお願いをしたところがございます。ヒアリングの中で聞けなかったところ、若干修正するようなどころ、あるいは修正が必要なところについては後ほど先生方にチェックをしていただく

いう立て付けで実施しましたことを申し添えます。

以下、ヒアリングのポイントについて御説明申し上げます。

まず、ヒアリング事項の1点目でございますが、総論的な問題意識でございます。現在の司法試験について、受験者にとって負担が重過ぎることから、これを軽減すべきであるとの考えにつきましては、賛成の御意見がほとんどでございました。

ただ、その負担軽減の方法につきましては、例えば試験問題の内容や質の見直し、合格率の向上によって図るべきであるとの御意見とか、あるいは基本的な法律科目を重点的に学ぶことができるようにするというのは法学未修者についての議論であって、法学既修者につきましては展開・先端科目の充実を図る必要があるとの御意見がございました。

続きまして、ヒアリング事項の2点目で、司法試験の論文式試験から選択科目を廃止することにつきましては、賛成するとの御意見が反対するとの御意見をやや上回っていた。これは4対3という状況でございます。

賛成意見の概要といたしましては、未修者にとっては短期間に多くの科目に対応しなければならない現行の司法試験は酷であるといったものとか、そもそも選択科目を司法試験の科目として要求する必要はないと考えているといったもの、あるいは優れた能力を持つ学生は司法試験科目でない科目も勉強して成果を上げている。その一例となると思われるものとして、司法試験科目でない中国ビジネス法やワールドビジネスロー、国際法務戦略といった科目が学生の間が一番の人気科目であり、いつも受講の定員を満たしている。このロースクール全体の合格率と比較しても、その講座の受講生の司法試験合格率は高いといった、まさに教官からの御指摘もございました。

さらに、選択科目を廃止すると、その科目についての学習意欲が低下するのではないかという懸念や、廃止することが法科大学院のカリキュラムに与える影響などにつきましては、廃止に賛成の方々からは、例えば選択科目がその他の展開・先端科目の授業について、その達成度を検証することが選択科目廃止の前提条件となりますという御指摘であったり、あるいは法科大学院でしっかり履修させて、成績評価をしっかりとできているかを重点的にチェックする必要があるといったものとか、あるいは選択必修科目とすることや、厳格な成績評価が行われるように、大学院設置基準や適格認定基準の見直し・強化を図る必要があるといったことが共通して指摘されております。

つまり、単純に司法試験科目から選択科目を廃止するのでもいいですよという御意見ではなくて、ロースクールにおける単位認定をきちんとする、あるいは修了認定を厳格に行う。これが当然の前提であるという御意見が賛成意見の方々の中でも共通した見解であったと認識しておるところでございます。

逆に、選択科目廃止について反対を述べられた方々の意見でございますが、様々な分野を試験科目として真剣に勉強させた方がよいといった御指摘とか、負担軽減は合格率で図るべきものであって、かつての司法試験が2%未満の合格率であったことに照らすと、今の司法試験は負担が軽いといえるといった御指摘であったり、あるいは7科目で行われて

いた旧司法試験が理想型であるという、このような前提に立ちつつ、選択科目の一つでございませぬ知財法というものは極めて重要である。むしろ、行政法や商法を選択科目にすべきであるという御提案もいただいたりしているところでございます。あるいは、これは別の方でございますが、試験科目廃止という問題よりも、司法試験が受験生の実力を判定するにふさわしい試験となっているかが疑問であるといった御指摘もございました。

もっとも、選択科目の廃止に反対される御意見の中にも、選択科目を廃止してもよいが、それは学生が司法試験合格の圧力の下で勉強しなくてもよい状態になること、すなわち司法試験合格率が上がることが条件となるであろうが、現状においては困難と思われるという御指摘がございました。

さらに、予備試験の短答式試験を3科目に削減することにつきましては、2名が賛成、5名が反対意見でございました。反対意見の理由は、予備試験の負担軽減は必要ないとするものが多かった状況でございます。

予備試験の論文式試験に試験科目を加えることにつきましては、これは全ての皆さんが賛成しておられます。中には、この選択科目について2科目を選択するようすべきという御意見もございました。

一般教養科目の廃止あるいは免除につきましては、論文式試験からこれを廃止することについては賛成する意見が多く、短答式試験につきましては大学卒業者について免除するという案にも賛成意見が多かった状況でございます。

ヒアリングの概要は以上のとおりでございます。

このほか、今日の配付資料の資料3-4でお配りしておりますが、日本弁護士連合会からは選択科目の廃止や予備試験の短答式試験を3科目にすることにつきましての反対する旨の意見書が出されております。

さらにこの間、関係各方面からも、これは宮崎顧問から本日の配付資料という形で配付されておりますので、重複はいたしません、それ以外にも例えば、含まれていたら申し訳ございません。日本弁理士会とか、あるいは労働法の観点からの、労働法を教えられるような先生方から、選択科目の廃止につきまして反対するような意見を頂戴しているところでございます。

この問題につきましては、司法試験法の改正手続との関係もございませぬので、推進室では今後、与党とも相談しながら、もちろん、この顧問会議の御意見等も踏まえながら、スケジュール的には年内に結論を得たいと。それで、法案化の作業に移りたいと考えている状況でございます。以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○納谷座長 これもまた大きな問題でもありますけれども、それぞれの先生方、御意見をお持ちだしたいと思いますので、お伺いしたいと思います。

それでは、阿部顧問からどうぞ。

○阿部顧問 司法試験から選択科目を廃止することに対して、法科大学院関係者の間でも意見が7人中4対3に分かれていることについて、私からこれはこうすべきだという知見はないのですが、疑問といたしますか、質問が二つございます。

今の選択科目の中には、科目として非常にニーズが高いものから、あるいは試験科目としてまだ成熟性が欠けているものなど、非常にばらつきがあると思います。その辺りで何か議論はなかったのかということが一つ目の質問です。

もう一つは、必修科目である行政法と商法と、今の選択科目の中での重要な科目、労働法、知財法、租税法等との、要は社会的なニーズ、あるいは法曹になるに当たっての必要な知識的なニーズといった観点から、何で行政法、商法が必修科目とされ、その上で選択科目が必要になるのか。そこを分かるように説明してください。

○松本副室長 ありがとうございます。

選択科目につきましての、実際の司法試験受験者の偏りがありますのは阿部顧問の御指摘のとおりでございます。例えば、労働法につきましては受験者に占める割合が31.3%になっておりますが、一番少ない国際関係法の公法につきましては1.6%となっております。

この辺の理由につきましては、これも阿部顧問が御指摘になりましたが、このヒアリング等を通じて、あるいはこの間の作業でのいろいろな方々からの御指摘といたしまして、学問としての体系的な充実度といたしますか、労働法とかは教科書とかも割としっかりしていて、かつ試験科目であった歴史が長かったりすることから、比較的、受験生にとって選択しやすい、かつ選択する仲間が多ければそちらの方に一緒に選択するという意識も働いているのではないのかという御指摘がございました。

逆に、国際関係法の公法というものは、通常の試験科目とは違う頭の力といたしますか、そのようなものが必要である。だから、敬遠されているのではないのかという御指摘であったり、あるいは環境法について言われていたところがございますが、非常にとらまえどころがないといたしますか、正にいろいろな現象が日々刻々と起きていて、それに対して試験科目という位置付けで受験生が敬遠しているという御指摘を得ているところがございます。

さらに、行政法とか商法が必修科目になっている中で、この選択科目の違いは何かというところがございますが、詳細は即答できかねるところがございますので宿題とさせていただきます。思いますに、ロースクールにおきましての教育も、これは資料でお付けしてあろうかと思えます。資料3-3、67ページになりますが、これは特定の大学の必修科目等々を整理したものでございます。

ロースクールにおきまして、赤字が必修科目で、それ以外が選択必修科目であったり、選択科目であったりするという状況でございます。このようなロースクールでの教育の内容で、選択科目といたしますのは、ごく一部ではございますが、基本、ロースクールの教育では一番右のラインにございます「展開・先端科目群」という中の科目がこれに該当する。

このようなところが一つ、試験においても選択なのか、必修なのかというところがあるのではないかと考えております。

すみません、個別の大学が決めているわけではなくて、必修なのか、どうなのかというところは、これは67ページに記載しておりますように、文部科学省におかれての告示等々によって定められている状況でございます。

○阿部顧問 分かりました。

○納谷座長 阿部顧問、よろしいですか。

○阿部顧問 その上で1点だけ意見を申し上げます。

選択科目を廃止することについては、にわかに結論を出せないのですが、仮に廃止するとした場合、きちんと法科大学院の中で履修されるような担保措置、今でもそれぞれの大学でとられていると思うのですが、要は試験科目から外れると勉強しなくなるのは当たり前のことかと思っておりますので、そうならないような担保措置も必要かなと思っております。

○松本副室長 ありがとうございます。

その点につきましては、二つの問題といたしますか、課題があると推進室は考えております。

一つは、ロースクールの司法試験の合格率の現状という点でございます。もう一つは、ロースクールにおきましての単位認定あるいは修了認定を厳格にするという、この2点がそれぞれ、この科目廃止に連動する課題ではないかと考えているところでございます。この合格率の状況の改善に向けた文部科学省における一つの取組というものは、この後、常盤審議官から文部科学省の方策等について御説明いただく予定となっております。

もう一つのロースクールの単位認定の、あるいは修了認定の厳格化というものは、現行の制度におきましてもそのような制度になっているところでございます。その点も必要があれば常盤審議官から御説明いただければと思っておりますが、その絡みではないかと考えております。

○阿部顧問 ありがとうございます。

○納谷座長 それでは、宮崎顧問どうぞ。

○宮崎顧問 私は前回も司法試験から選択科目を廃止することについては反対だという意見を述べたところであります。受験生の負担軽減は、短答式といたしますか、択一式試験科目がかなり軽減されましたから、かなり負担軽減が行われていると思っております。

また、法科大学院との様々なヒアリングの結果も聞いておりますが、法科大学院協会のアンケートによれば、やはり多くの法科大学院の関係者は反対している。法務省が選ばれた7名の方の中では賛成が4、反対が3となっておりますが、それ以外の多くの法科大学院関係者はやはり圧倒的に反対が多いということも申し上げておきたいと思っております。

今、阿部顧問が言われましたように、賛成の方も法科大学院の単位認定は厳しくするか、そういうことを条件にして賛成されているわけですが、今の司法試験合格率、松本副室長がおっしゃったように、こういう合格率では司法試験科目から外れた途端に司法試験

科目に集中するというのは人の常である。これはやむを得ない動きであると思いますし、また、現実に法科大学院でも、司法試験科目の選択科目については、講義だけでなく、演習の講座があったりとか、様々な形で8単位、10単位取れるけれども、司法試験科目でない例えば消費者法は2単位だけなど、圧倒的に法科大学院の力の入れ方も変わっているわけであります。やはり試験できちんと勉強するということが実力の涵養のために何よりも重要であると。このように考えています。

ただ、その中でも科目の偏りであるとか、科目が少ないとか、そういう御批判がありました。もちろん、これはよりよい制度とするために労働法、倒産法に偏っている受験生の動きを何らかの形で改善する。国際公法などは重要な科目ですから、何らかの形で偏りを修正していく動きは必要であると思いますし、また、消費者法であるとか、英米法であるとか、本当に多くの学生が学びたいと思っている科目が選択科目から抜けていることも問題だと思いますが、これは選択科目を現状維持したまま、更によりよい専門家を育てるといふ改善の動きを進めるべきだと思っています。

今、推進室、あるいはその下での法務省でやっております活動領域の拡大というものが議論されていますが、これの当然の前提は、選択科目がある、多くの専門家がいるということの上で活動領域の拡大につながっているのだということも御理解をいただきたい。このように思います。

また、今回の改正につきまして、私は資料を出しましたが、様々な団体から反対の意見が上がってきています。そして、なぜ今頃上がってくるのかといいますと、ほとんどのところがこの動きを知らなかったと。うわさによればこんな動きがあるらしいというので、みんなが慌てている。それは選択科目を外すということについての動きが拙速なのではないか。やはり短答式科目が軽減されたことの後で様子を見るべきではないかと思っています。

特に知財の動き、知財関係者の反対が厳しいのは、例えば知財の戦略本部などの推進計画、これは閣議決定を経ているものであると思いますが、これは当然、知的財産法を司法試験の選択科目にするということも計画の中にあるわけでありまして、こういうように、多くの方に選択科目制が期待されているということ。そして、この廃止の動きが拙速で、多くの方が反対に立ち上がっていると。こういうことも現状認識として御認識いただきたいと思っています。

それから、前回でも、専門科目は事件が来てから勉強したら良い、民法さえきっちりやっておけばいいのだという意見がありました。これは、黙っていても事件が降ってくる裁判官や検察官の方々の御意見だなどある意味、衝撃を受けました。8割、9割がなる弁護士は、座っていたら事件は絶対に来ないのですよ。私、民法が得意ですと、ばかにすると言われるだけのことでありまして、私はこういう勉強をしてきました、こういう専門科目を勉強してきました、ホームページでも立ち上げて一生懸命訴えないと、あるいはいろいろな勉強会に行くとか、そういうことを訴えないと事件は降ってこないわけでありまし

て、事件が来てから勉強するのでは弁護士は全然育たない。一生懸命、事件をとりに行く。こういうことのためにも、やはり専門科目を、もちろん、1科目だけでは不十分であると私も思います。できれば2科目とか、あるいは法科大学院で多くの科目を学んでほしいと思いますが、少なくとも種は1個つくっておかなければならないのではないかと。

そういう意味で、弁護士の立場から見まして、選択科目は極めて重要であります。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 私も反論させていただきたいのは、重要なことは、基本科目をきちんとやりなさいと。それを十分なされないまま、別の科目の選択科目をいろいろやっつけていいのかという部分が問題であるということをおし上げています。

もう一つは法曹の、例えば弁護士で何かやるというときに、それは降って湧いて、それですぐ勉強するというわけではなくて、自ら開拓して頑張らなければいかぬと。そうでないと、弁護士の業務なんてやれませんか。そういう厳しさが弁護士の中、あるいは法曹の関係者の中にあるのです。そのことを私は言いたくて、この前お話ししたところが誤解されたような形で引用されましたので、やや訂正させていただきたいということでお話し申し上げます。

○納谷座長 吉戒顧問、何かございますか。

○吉戒顧問 この問題は二つのアプローチがあると思うのです。

今の修習の実情を見ますと、やはり基本的な力、基礎的な力が欠けている修習生が多いのではないかなという問題意識があるわけですね。その点から言いますと、基本科目を重視していただきたいというのが一つのアプローチです。

もう一つは、やはり法学未修者にとって、今の試験科目、選択科目は負担が大きいのではないかなと思います。法学未修者の合格率を上げるためにも、選択科目を廃止してはどうかなというのが私の二つ目のアプローチなのです。

宮崎顧問のおっしゃるようなことも分かるのですけれども、ただ、今の法科大学院生の実情を見ておきますと、自分の将来の活動領域を考えて、かなり真剣に就活段階からいろいろな勉強をしています。私の事務所にもサマーアソシエイトとか、エクスターンとか、いろいろな形で勉強に来ています。それで自分の将来の志向は、例えばM&Aとか、あるいは税法の方であるとか、はっきり明確な目的意識を持った人が増えています。ですから、試験科目にするから、しないからということではなくて、今の学生は、真剣に就職のことを考えてやっているのではないのかと私は思います。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 前回、私の意見として、基本科目の重視が重要で、基本を深める内容で法的能力を試すという、その姿勢は理解ができて、試験ではそこを押さえて、その後、修習等でそれぞれの関心の高いテーマの学びを更に深めていくということであればと申し上げました。

それは法科大学院で幅広い分野の充実した教習が、消費者法なども是非頑張る教育で

理解を深めてほしいと思っているわけですが、そうした幅広いものがばらつきなくできるという前提があつてのことで、先ほど来、ヒアリング等の中でも出てきているように、その厳格な修了認定も必要といわれるように、そこに不安がある現状で選択科目を廃止するというのはやや心配になってきました。

知的財産法を外すことにも強い異論がたくさん届いておりますし、試験科目がないということで学習の機会とか学生の意欲が減るのであれば、やはり慎重に考えたいなと思っています。

○納谷座長 それでは、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 個人的な印象で申し上げるのですが、私は選択科目をなくすことはあり得ると思っています。その一つの理由として、試験問題を実際に見たのですが、私自身は租税法や独禁法を長くやっていたのでかなりのレベルがあると思うのですが、この司法試験の租税法の問題を見ると、これができたからといって何ができるのかという程度のレベルなのです。

他の分野は分かりません。例えば、民法とか商法の問題に比べると、選択科目の問題でたまたま租税法とか経済法を見てみたのですが、やはりレベル感が相当違うと。そのような意味では、選択科目が合格要素である必要はないと思うのです。ただ、逆にもっと選択科目を法科大学院でしっかり勉強してほしいわけですから、そこは試験科目でないとしても、きちんと勉強させるような保障が必要だと思います。

○納谷座長 一通り御意見を聞きました。持っていき方の問題もいろいろあるのですけれども、いずれにしても、先ほど資料3-3の方にも少し出ていましたが、これは67ページで、先ほど松本副室長がおっしゃられたように、設計の段階で既にこういうことを科目として考えてほしいということになされていまして、その後ろのページで東京大学とかその他の大学カリキュラムも、科目がこれだけ出ています。

御覧になって分かるように、ものすごい量の分野の科目が各大学で行われることが予定されている。この中から、ロースクールの学生たちが選択して、自分の方向付けをする。これはここでしっかり半年なり1年やらないと、実務へ行くための基礎的なことは多分できないと思います。このところが試験でカバーできて、確認するか、しないかという問題だと思っています。そのために試験が必要であるということも、もっともな話だと思うのです。

しかし多分、意見書をつくったときの状況として、環境の問題とか、これから国際関係の問題であるとか、いろいろあるという、ちょうど時期が時期でしたから、選択科目もこういう科目が選ばれてきた経過があると私は思います。

そういう意味で、必要であるということは分かるのですけれども、問題は試験で全てを決めていくかどうかということで、むしろ本来はロースクールの存在を考えたら、展開・先端科目をきちんとやる。それから、そこをやるための基礎法学であるとか隣接科目をきちんと学んでくる。それがないと、いい法曹養成にならないのだから、そこをしっかりとや

ってほしいと。

そういうことが「法科大学院を中核にして」という言葉の意味であると思います。要するに、一種の出口管理ですね。それを試験でやるのか、法科大学院自体の問題としてそこできちんとやるか。または認証評価の問題として第三者の目が入って対応するかということ担保していくことも考えていかなければならない。そこら辺のところは、今はちょっと曖昧になってきているところがあります。

ですので、私自身としては、試験科目がなくなればロースクールの学生たちは勉強しないのではないかとこのほど甘くはないと思っています。今の学生たちは自分の専門分野を探していきますので、そういうところが試験でやらないと、勉強しないのかどうかということはもう少し、皆さんにも、それぞれ御検討いただいて、どちらに寄せて議論が進んでいくか。私は分かりませんが、今日はいろいろな意見を聞いて、次につないでいきたいと思っています。

どうでしょうか。そういうロースクールのこととの関係もあるので、後で文部科学省の方からも、そこら辺を踏まえて考えを披露してもらいたいと思います。もう一つは合格者の率の問題も出ていまして、それに対してもロースクールをどうするかという点について、文部科学省の気持ちというのでしょうか、いろいろ計画もあるだろうと思いますので、後で聞いてみて、多少補っていきたく。こう思っております。

宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 抽象的な理念としてはそれでいいのです。それから、法科大学院の理念を語ることもいいのですが、現実がどうなっているかということも十分踏まえて、それが及ぼす効果についても意を用いて現実の制度改定をしていただきたい。現実には司法試験科目から外れれば、単位認定が、現状のままであれば多くの学生は司法試験科目に集中するという事は間違いのない事実でありますから、こういう現実を踏まえた制度改定案を検討していただきたいと。このように思います。

○納谷座長 一応、本試験の方はここままで。皆さん、もう一つ、予備試験の方もここでお考えいただきたいということになっていきますので、予備試験について御意見がありましたらいただきたいと思います。

それでは、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 何度も申し上げているのですが、予備試験をこのまま放置していると、法科大学院を無意味化しかねない。既にその状況に入ってきているかなと思うのは、予備試験の最終合格者の中で法科大学院在学中の者が164人、修了者は46人もいる。そもそも予備試験は、どういう意味の試験であったのか。本来の役割と相当ずれてきていると思います。

難しいと思うのですが、予備試験の受験資格の制限を含めて議論しないと、せっかく法科大学院の在り方について議論を重ねても、バイパスがどんどん太くなり、学生はもちろん、1回の試験で終わればその方が良いに決まっていますから、こちらにどんどん受験者

が流れていくと思います。従って、予備試験をそのまま放置すると、法科大学院というプロセスとしての法曹養成という理念の意味が全くなってしまおうと思うので、是非とも何らかの歯止めをかけるべきだと思います。

○納谷座長 どうぞ。

○大場室長 今、阿部顧問に御発言いただいたのですけれども、予備試験の制度自体の在り方については、またデータの集積を待って検討するという事になっておりまして、今日、できましたらば予備試験の科目の関係で紙を出していますので、それについての御意見をいただければと思うのです。

○納谷座長 それでは、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 科目については、御提案のとおりで結構です。

○納谷座長 それでは、宮崎顧問どうぞ。

○宮崎顧問 予備試験の短答式の法律科目を、憲法、民法、刑法の3科目に削減するという推進室の案については反対をいたします。

大義名分がないというのがまず第1の理由です。本試験を削るから予備試験も削るというのですが、本試験、法科大学院卒業資格の方々に対する試験と、法科大学院と同レベルの勉強をしてきたかということを試す試験とは違ふと。このように考えています。特に会社法など、割と細かい知識が確認される方がいい科目等もあり、やはりしっかりと予備試験でも試していただく必要があるのだと思います。

また、今、現に多くの受験生が来て、多くの方が通っている現状で、何ら立法事実がないというのか、これで弊害があるとか、あるいは負担が大変だという声も上がっていない中で予備試験を更に軽くすることについては一定のメッセージ性を持つものでありまして、さらに、先ほど阿部顧問が言われたように、本試験との関係について更に予備試験に傾斜する動きになるのではないかと。このように思っているところであります。

以上2点から反対いたします。

○納谷座長 それでは、吉戒顧問どうぞ。

○吉戒顧問 予備試験の科目の件ですけれども、やはりこれは予備試験制度そのものをどういうふうにするかということにつながりますので、本来的にはそこを決めてからでないと科目の話はできないのではないかと私は思います。

ただ、今年度の短答式試験の科目の中で、民事訴訟法と一般教養の問題を見てみたのですけれども、一般教養は本当にクイズみたいな問題で、余り問題としての有用性がないような感じがいたします。

それから、民事訴訟法の問題はどうしても短答式に出やすいところから出題されていると思います。例えば、管轄とか、当事者能力とか、当事者適格とかで、偏りがあると思います。ですから、これで受験生の力を見るのはどうかなというのが素直な印象なのですけれども、ただ、今年の予備試験の最終合格者が351人という数字になりますと、果たして、予備試験のハードルを下げているのかなというのが率直な疑問です。

○納谷座長 ほかにはいかがですか。

有田顧問、指名するわけではないですが、もしあるようでしたら、どうぞ。

○有田顧問 私は前には、基本3科目に限定すべきであるという話もいいのではないかなと思っていましたけれども、今、宮崎顧問とか吉戒顧問の話をお聞きして、やはりロースクールの卒業生と同等の能力を持っているのだという認定をどういう形でしていくのかという一つの問題と、先ほどおっしゃったように、今、本当に予備試験の方がバイパスになっている。それをどう食い止めていくのかという、二つの視点がやはり重要なかなと思っております。ですから、もう少しいろいろ検討させていただきたいなと私は考えています。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 私も、科目数だけの問題で議論するのは難しいかなと思っています。科目を少なくすることが予備試験を今以上に簡単な、挑戦しやすいものにするのであればやはり考える必要があると思います。

今の法曹養成制度の基本というものは、法科大学院で充実した学習をした者が司法試験に受かるかといいますか、様々な経験をそこで積んだ者の能力を評価する場が司法試験であると思いますので、あくまで例外的というふうに位置付けた予備試験へ志望者が流れている現状はやはり課題が多いので、トータルで考えていくべき問題かなと思っています。

○納谷座長 資料3-1を見ていますと、選択科目を追加したらどうだろうかという案も一つ出てきているのですけれども、この点はどうでしょうか。

○有田顧問 それは、私は基本的に選択科目を1科目ということに考えておられたのだらうと思うのですが、ロースクールの卒業生と同程度の力を持っているかどうかを見るという意味では、やはり1科目では足りないのではないかと、逆にもう1科目ぐらい増やしてもいいのではないかと私は思っています。

それから、口述試験の関係ですけれども、これは民事・刑事と二つであります。例えば一番よく分かるのは口述試験で、本当にロースクールの卒業生と同程度の力があるかどうかというのは、やはりこの応答ぶりで分かると思うのです。あるいはディスカッション能力とか、そういうものでも分かってくると思いますので、口述試験をもう少し濃密な形でやっていただくようなシステムにさせていただきたいなと私は思っております。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 論文式試験で選択科目を追加することは賛成いたします。そうあってしかるべきであると思います。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 私は、短答式試験は3科目で良いと思います。要は論文式の受験者を絞るためのスクリーニングですから、そんなに科目を増やす必要もないと思います。要は採点基準を上げて、実際に論文を採点できる数は限界があるはずなので、それに合うようにやっていけばいいだけの話であると思います。そういう意味で、基礎科目3科目で取りあえず十分かなと思います。

○納谷座長 予備試験の方の短答式のことでもそういうことですね。

○阿部顧問 はい。

○宮崎顧問 予備試験は選抜する機能を持つだけでなく、予備試験を受ける1万人の学生にどういった勉強をしていただくかという観点から考えなければならないと思います。その観点からも短答式を軽減することについてはやはりいかななものかと思っています。

それから、選択科目を追加する案につきましては、そのかわり、本試験を軽減するのだよと言われたら、これはそもそも論で反対という形になりますけれども、そうではなくて、予備試験にも選択科目を入れるべきではないかということについては、私は賛成をいたします。

あと、口述については、今年も口述でかなり落ちたのではなかったでしょうか。先ほど有田顧問がおっしゃったように、コミュニケーション能力などでも実際何か影響が出てきているのではなかろうかと。口述試験については極めて重要だなど。こういう具合に認識をしているところです。

○納谷座長 口述試験のことについては、やり方、中身について、これからのことを考えると、もう少し御検討いただいた方がよろしいのではないかという意見があったと思います。これはこれでひとつ、意見として顧問会議の方からお送りしたいということにします。けれども、まだ科目をどうするかということは、先ほど何人かの顧問の方から出しましたが、在り方論に、もうちょっと時間が必要だと思いますので、今日の時点ではこのぐらいでよろしいですか。

○大場室長 この司法試験科目の関係は、これまで検討して議論していただいていますのは、まずは、これは司法試験法という法律の中でありますので、要すれば改正ということになります。

受験回数制限の緩和、5年5回にするということと、司法試験の短答式試験を3科目にするということは7月16日の法曹養成制度関係閣僚会議決定で決まっていることでありますので、私たちとしてはできるだけ早くそれを法案として出したいと考えていまして、具体的には来年の通常国会ということになります。その法案に何を盛り込むのか、ほかに何を盛り込むのかということのも、先ほど松本副室長の方から説明がありましたけれども、12月ぐらいには固めなければいけないということがありますので、御議論いただいているということでもあります。

それで、今日いただいた御意見とか、あるいは各方面からの御意見もありますので、そういうものを踏まえて、また与党との関係もありますので、御意見をいただきながら、12月ぐらいには方向性を決めたいと考えております。

○納谷座長 今、室長の方から、ある程度のこれからの取扱といたしますか、方向付けにつきまして、状況が状況ですので、そういう方向でこの顧問会議ももう少し時間をかけて、といっても、限度があるということの中で議論を進めていきたいと思います。

今日のところは時間の関係も、他の議題もたくさんありますので、このぐらいにしてい

ただいでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 どうもありがとうございました。

○大場室長 ちょっと時間が押しているのですけれども、休憩を5分設けると申し上げましたので。

○納谷座長 それでは、今、11時31分か、32分ですが、35分ぐらいにお戻りください。

(休憩)

○大場室長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

次は、法科大学院についてであります。法科大学院につきましては、7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定の中で、文部科学省におきまして公的支援の見直しの強化策を進めることとされております。この点につきまして、文部科学省から御報告がございます。文部科学省の常盤審議官、お願いいたします。

○常盤審議官 失礼します。文部科学省の大臣官房審議官で、高等教育局を担当しております常盤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、公的支援のお話に入る前に、先ほどお話がございました司法試験の選択科目の御議論との関連で少しお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、お話がございますように、現在、司法試験の選択科目で課されている科目につきましては、法科大学院におきましては展開・先端科目群の中で取り扱われることとなっております。この展開・先端科目群につきましては、特に先端的な法領域についての基本的な理解を深めることを通じまして、多様な社会のニーズに対応できる法曹として活躍できるよう、充実した教育を提供することが重要であると認識をしております。

現在の制度の上では、文部科学省の告示等におきまして、展開・先端科目群の授業につきまして、これは他の科目群と合わせてでございますけれども、バランスよく履修することが求められております。現状、いずれの大学におきましても、多様な展開・先端科目群の開講科目の中から一定の単位数を必ず履修するよう学生に義務付けているところでございます。

また、法科大学院の認証評価におきましても、このような展開・先端科目の実施が実質的に担保されるように評価基準を設けまして、例えば法律基本科目群の科目が展開・先端科目群に紛れ込んだりするようなことがないように、科目の開設、実施、成績評価の状況などを含めて評価を実施するという仕組みとなっているところでございます。

成績評価の厳格化というお話もございましたけれども、私どもの把握しているところでは、当初、修了認定について、例えば標準年限の修了率が8割ぐらいでございましたけれども、成績評価の厳格化ということについて、関係者の間で随分議論あるいは理解が進ん

できているところがございます、最近では7割を切るぐらいということですので、かなり成績評価の厳格化、修了認定の厳格化が進んでいるのではないかと考えております。

私どもといたしましては、今後ともこうした認証評価を含めて取組を更に進めることを通しまして、各法科大学院における充実した展開・先端科目が提供されるように努力していきたいと考えております。

以上が司法試験の選択科目の関連でございます。

もう一点、本題といたしましては、私どもに課せられた中身といたしまして、公的支援の見直しの強化についての御説明でございます。お手元の資料の77ページ以降に関連の資料を付けてございます。77ページから御説明させていただきたいと考えております。

「公的支援の見直しの更なる強化策について」ということで、この策を今回講じます前提といたしまして、今年の7月に政府の法曹養成制度関係閣僚会議で「法曹養成制度改革の推進について」ということが決定されておりますが、その中でこの四角に囲まれたようなことが盛り込まれております。

文部科学省において、中央教育審議会の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始するというところでございます。

このことを踏まえまして、公的支援の見直しの更なる強化策を早急に打ち出す必要があると考えまして、今回の措置をとることとしたところでございます。この内容につきましては昨日公表いたしまして、平成27年度予算から実施することとしております。

更なる強化ということでございますが、一番下のところに参考として「これまでの仕組み」を記述してございます。課題を抱える法科大学院に対しまして、特に課題が深刻な法科大学院について、ここにあるような指標の該当状況に応じて、国立大学については国立大学法人運営費交付金、私立大学については私学助成、こういう公的支援の一部を減額するという措置をこれまでも行ってきたところでございます。この資料にはございませんけれども、特に従来の仕組みですと、司法試験の合格状況が例えば全国平均の半分未満という大学について、ここにありますような入学選抜等の状況等も勘案して、公的支援の一部を減額する仕組みになっているわけですが、そういうことも含めて、かなり課題の大きな法科大学院については入学定員も減りましたし、また、実際に入学者も大幅に、80%以上減少している状況があるわけでございます。

ただ今回、それに更に加えて、より強力な措置をとるよという御指摘でございますので、私どもといたしましては、この2ポツに書いてございますように、さらなる強化策といたしまして、従来は課題が深刻な法科大学院を対象としておりましたけれども、全体として入学定員の縮小を図ることが趣旨でございますので、対象を全ての法科大学院といたします。

そして、主な指標といたしましては、ここにございますように、司法試験の合格率、入学定員の充足率、そして、例えば法学系以外の課程であるとか、社会人の受入状況などを

指標とし、かつ地域配置や夜間開講状況も加味した形で指標を策定いたしまして、その指標を総合的に勘案して、また次のページで御説明いたしますけれども、三つの類型に分類し、それぞれに基礎額・加算の条件、加算率を設定いたしまして、公的支援の配分について、法曹養成制度検討会議あるいは法曹養成制度関係閣僚会議で御指摘をいただいた施策の方向に応じて、メリハリをつける形で配分したいと考えているものでございます。

次の78ページで「『公的支援の見直しの更なる強化策』の基本的な考え方について」でございます。

上の四角の中にございますように、司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など、そういう指標に基づいて三つの類型に分類する。その各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定する。その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設するというところでございます。

下の図にございますように、大きく第1、第2、第3という三つの類型を設定してございます。指標の組み合わせでございますので、説明が難しいところもあるのですが、すごく大まかに申しますと、第1の類型は、例えば司法試験の合格状況が全国平均を上回るようなところ。あと、入学定員の充足状況を加味して調整をしていく。そして、第3の類型につきましては、例えば司法試験の合格状況がこれまで公的支援の削減の要件となっていた、全国平均の半分を下回るような、課題が深刻な法科大学院が主な対象として考えられるわけでございますけれども、そういうところが第3の類型に該当する可能性が高いということでございます。

その際、そういう大学については、平成27年度予算においては公的支援の配分において、従来の配分の額と比較いたしますと、基礎額として50%ということによって半分に減額をする。さらに、その翌年に向けての状況に応じて、平成28年度においては公的支援をゼロにするということも仕組みの中に盛り込んでいるところでございます。

ただ、その一方で、右側にございますように、そういう大学がこの第1あるいは第2の類型の法科大学院との連携などにおいて、支援の効果的統合を図って中身を充実していこうというアイデア、構想というものがございましたら、そのところについては加算の可能性ということを確認することで組織の連合、連携を促していこうということでございます。

また同時に、例えば第1の類型においては司法試験合格率なども高い状況にあるわけでございますので、そういう大学群においてはむしろ、例えば法学未修者の教育に特に力を入れるようなカリキュラムを組むとか、海外留学、エクスターンシップ、そういうものの拡大を図る、職域の開拓を図るということ。さらには、そういう第1の類型のところは第2、第3の類型に対して、教育力の向上のための支援を行うということについてのプログラムがあれば、そういうものを加算の対象にしていこうということで、メリハリのある形の仕組みを設定しているところでございます。

詳細については79ページ以降にございますけれども、時間の関係もございますので、省略させていただきたいと思えます。

私からの説明は以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

では、次に文部科学省における公的支援の見直しの強化策を受けまして、推進室における検討事項とされております人的支援の見直しについて御説明いたします。

○松本副室長 御説明申し上げます。91ページ以降の資料5を御覧ください。

ただいま常盤審議官から御説明がございました、文部科学省におかれましての公的支援の見直しの強化策を受けまして、推進室におきまして、いわゆる検事・裁判官の人的支援、つまり教員派遣の見直し方策について検討し、その案を作成したものが資料5-1でございます。

なお、資料5-3、95ページになります。席上に拡大してお配りしているところでございますが、こちらが検事・裁判官が教員として派遣されているロースクールの概要でございます。これも適宜御参照ください。

また資料5-1、91ページに戻っていただきまして、中段よりちょっと上の「見直し基準の考え方」の①にございますとおり、公的支援の見直しの基準を統一的にするとの観点から、基本、文部科学省におかれましての基準に依拠することとし、ただ、②にございますとおり、人的支援特有の要素も加味することとして見直し基準を検討いたしました。詳細を御説明申し上げます。

まず、先ほど文部科学省から御説明がございました、公的支援の見直しの強化策の基準によりますところの第3グループ、78ページの表の第3グループに該当する法科大学院につきましては、次年度における教員の派遣をしないことといたします。これは第3グループといいますものが、文部科学省として、基礎額を50%まで削減し、加算の可能性がある取組を連合に限定することで、特に強く教育体制の見直しを促す対象としているものでございまして、このような法科大学院に対しては、教員の派遣もしないこととして、強く組織見直しを促すことが必要と考えたものでございます。

続きまして、同じく78ページの第2グループのBとC、第2グループの下二つに該当する法科大学院のうち、直近の入学者選抜における入学者数が10名未満の法科大学院についても、次年度における教員の派遣をしないこととしております。これは第2グループの下二つ、BとCの法科大学院につきましては、第3グループに次いで教育体制の見直しが必要と考えられるわけですが、特に入学者数が極端に少ない法科大学院については、貴重な人材を派遣することによる費用対効果の観点を考慮すると、当該法科大学院には教育を派遣せず、むしろ連携・連合を強く促すことによって教育資源の集中を図ることが相当ではないかと考えたものでございます。

なお、先ほど私の方で次年度における教員の派遣をしないという形で申し上げましたが、それは、いつからなのかというところでございます。先ほど御説明申し上げます、基準

の中の一つの大きな要素を占めます司法試験合格率につきましては、9月上旬に発表されます来年の司法試験結果を当てはめた形での適用ということを考えております。したがって、相手方のロースクールとの契約に基づいて派遣をしているところでございますが、それ以降の契約から適用可能な契約と申しますか、打切り対象となる対象校については契約を更新しないとか、契約依頼があっても契約を交わさないというスケジュールで考えているところでございます。

以上でございます。

○大場室長 それでは、意見交換をお願いします。座長、よろしく申し上げます。

○納谷座長 法科大学院の在り方に関わってくる大きな問題でもありますので、もし御意見がありましたら。

どうぞ。

○阿部顧問 質問なのですが、この78ページにある類型に該当する法科大学院は何校ぐらいつつになりそうなのですか。

○常盤審議官 そのこのところは、一つはこの指標が入学定員の充足状況というものを指標にしております。その中で各大学院、今は入学定員の充足率が悪くても、次のステップに向けて入学定員の充足を改善することが、つまり入学定員を減らして充足率を高めることができますので、むしろ我々としてはそういう作業を望んでいるわけですので、今の段階でそれぞれが何校になるかというのは分からない状況です。すみません。

○納谷座長 よろしいですか。

過去の基準でやれば何校ぐらいというのは大体データはありますけれども、この新しい基準になったときにどうなるかについては、今の段階では予測できない、数字を明示できないようです。

ほかにいかがですか。

それでは、吉戒顧問どうぞ。

○吉戒顧問 今、お話しのように、司法試験の合格者がほとんどいない、1桁とか、5人以下とか、そういう大学については財政支援についても、人的支援についても、厳しい対応をとっていただきたいなと思います。

それと同時に、もう一つ、やはり考慮要素としては、どうしても首都圏あるいは大都市の法科大学院が上位校になっているのですけれども、地方の法科大学院もそれなりの存在意義がありますので、そこら辺りの配慮はしていただきたいなと思います。

○納谷座長 どうぞ。

○常盤審議官 細かい話になりますけれども、82ページで、例えば地方への配慮ということで、この指標を点数化するに当たりまして、特に課題の深刻な法科大学院についての判断になりますが、例えばここにございますように、地域配置で、同一都道府県の中に2校以下しかないところとか、あるいはちょっと地域配置とは異なりますけれども、例えば夜間開講を実施しているとか、そういう個別の法科大学院の置かれている環境条件につ

いても指標の中に盛り込んで、含めさせていただいているということでございます。

○納谷座長 よろしいでしょうか。この82ページにあるような指標でプラスマイナスを考えていくということの案で出されています。

宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 この文部科学省の公的支援の見直しの強化策については、基本的には賛成です。大胆な統廃合によって、限りある優秀な教員・学生を適正に配置する。さらにその中で、地方の配置なども考慮するというところで、是非ともよろしくお願ひしたい。このように思っています。

それぞれの学校数についてははっきり分からないということですが、現状で評価すればどうなるかぐらいは教えてほしいなど。イメージが湧かない。できればイメージ的なものも公表していただきたいなど思っています。

次に質問ですが、プラスの施策をうまく優遇することによって、いい学校を伸ばしたいと。こういう優遇施策が提言されています。

法科大学院が予備試験になぜ負けているかといいますと、時間がかかりすぎることと経済的な問題だとは思いますが、優遇策の84ページなどに記載されていますが、第1グループについては早期卒業等を活用した優秀者養成コースの設定という形になりますが、第2グループでもこういう早期卒業生を受け入れ、時間軸を短縮するという構想があってもいいと思うのですが、第1グループだけ早期卒業生を受け入れるコースを考えている理由は何でしょうか。

私は、予備試験との関係で言いますと、早期卒業生を法科大学院に多く受け入れる制度設計が早急に必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○常盤審議官 この第1類型は、先ほども少し申しましたけれども、いろいろな指標が絡んでおりますが、やはり司法試験の合格率が全国平均を上回るようなところで、相当な教育力が期待できるところがございますので、そういうところにおいて、こういう早期卒業等を活用した優秀者養成コースの設定を進めるべきではないかと考えて、今回こういう措置をとらせていただいております。

そして、そのことはもともと法曹養成制度検討会議においても、法学部教育も含めた養成期間の短縮、例えば飛び入学等の積極的な運用も考えられるということで御指摘をいただいているところがございますので、そういうことも踏まえて、実際の合格状況等も考慮した上で、こういうところでの実施が適当ではないかと私どもとしては考えたところでございます。

○宮崎顧問 要望ですけれども、この制度はできるだけ幅広く実施していただけないかなと。このように思っているところです。

今ある早期卒業制は、法学部にとって、優秀な学生が早く抜けてしまうことを防ぎたい観点から、早期卒業制度があっても未修コースでの受入れしか認めないとか、他校へは行けないなど限定をしているところもありますので、早期卒業制度を幅広く利用しやすい制

度とするようお願いしたい。

○常盤審議官 今の枠組みの中での早期卒業について、どういう具体的な扱いをするかということについては、有識者から成る審査委員会を設けて検討したいと思っております。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 確かに、法科大学院の定員を減らすためには金と人で追い立てるしかないと思うのですが、私の知り合いが、ある中下位校の法科大学院で教員をやっている、彼の話そのまま伝えますと、多少、金と人で追い立てられても法科大学院をやめるわけにはいかないということだった。法科大学院をやめると法学部が成り立たなくなってしまうので、大学としては歯を食いしばってでも法科大学院を続けると言っているのですが、学部の方と何か連携とか、そういうことはあり得ないのですか。例えば、こういう法科大学院を持っている学部は何かやれということはあるのですか。

○常盤審議官 それは、学部に対しても何かこういうことを課するべきではないかということですか。

基本的には、やはり法科大学院という組織に着目をして、どういう形でその在り方を考えるかということですので、その組織の一応切り離された外にあるものに対して及ぼすということについては、今までのところ、余り議論はしてきていないのが現状でございます。

○阿部顧問 分かりました。

○納谷座長 宮崎顧問、どうぞ。

○宮崎顧問 早期卒業ということは、3回生ですね。

○常盤審議官 はい。

○宮崎顧問 これをもっと若くする、予備試験も受験資格がないのだから、法科大学院もかなり入学枠を広げるということはできないのですか。特に第1類型に入っている大学は教育力もあるわけですから、もっと早く認めるということもあってもよいのではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○常盤審議官 一つは、やはり法科大学院は大学院という仕組みをとっていることから考えたときに、例えば学位として法務博士を出しているわけですので、そういうことの国際的な通用性とか、そういうことを考えた場合にどこまで短縮できるのかということについては少し慎重な議論が必要なのかなと思います。

ですので、基本的には、今、ここで想定しておりますのは、現在の仕組みにのっとり、早期卒業した方について考えているのが現状でございます。

○納谷座長 今のことはまた。

○宮崎顧問 その点はまた検討していただければと思いますが、その関係で言いますと、二重資格みたいな単位制を、法学部の単位としても二重認定するとか、その他幅広く御議論いただければと思っております。

以上です。

○**納谷座長** いずれにしても、この法科大学院の制度をつくったときに、法学部と法科大学院の関係もいろいろ議論があったことは事実で、ここでもう一回見直すことも必要であるとは思いますが、取りあえず、現行制度の中で改善策として一つの観点があったということで受けとめておきたいと思います。

あとはいかがでしょうか。

山根顧問、どうぞ。

○**山根顧問** もう御意見が出ていますけれども、法曹養成制度の中核となるというふう位置付けられていて、修了者に司法試験の受験資格が認められているということを考えれば、合格者がほとんどいない大学院については、やはりある程度、厳しい対応をとらざるを得ないのではないかと考えます。

中にも記載がありますし、御説明がありましたけれども、地方で受け皿として必要不可欠になっているところとか、対策が徐々に成果を上げつつあるところ、また、入学を考えている学生が困らないような配慮等は必要ですが、他の大学院との連携・連合とか、また法曹養成に限らなくて、ほかの隣接的な職業への道も学ぶような形の大学院へと変えること等も考えていくべきではないかと思えます。

一方で、今、充実した教育を行っているところも、今回のところでも全体を見直す、全体で充実を見ていくということになっていきますように、きちんと更なる発展を求めて、例えばグローバルな活躍が期待されるような企業の法務や知的財産の分野であるとか、また、繰り返しますけれども、消費者問題等の分野等への職域の拡大を目指して取組を進めて、全体としてめり張りのあるような対応をお願いしたいと思っています。

○**納谷座長** 吉戒顧問、どうぞ。

○**吉戒顧問** 法科大学院は法曹養成のための専門職大学院なのですけれども、そうはいましても、修了して司法試験を受けても受からない人もいますし、それから、いざ修了しても適格性に問題がある方もいるわけですから、そういう方は他の職域で働くしかないわけなので、そこら辺りの何か就職状況とか、あるいは就職指導を法科大学院でもやっていただきたいなという感じがするのです。

例えば、今、裁判所の事務官にはかなり法科大学院の卒業生が来ています。そして、裁判所の総合研修所の入所試験を受けて合格した後、1年間の研修を受けて、書記官に任官しているのです。ですから、そういう道もあるのだということを法科大学院の方でも学生に教えてあげるといいますか、指導するといえますか、そういうこともやっていただきたいなと思えます。

○**納谷座長** どうぞ。

○**常盤審議官** その点につきましては、まさに今回のいわゆる加算条件の方でも、もちろん、今、ここで御議論いただいている主なポイントは、法曹有資格者の方の就職、職域拡大ということも重要なテーマとして御議論いただいていると思うのです。

しかし、それ以外の法務博士の方々は、今、現実で言いますと、非常に多くの方々が有

資格にならなくて、法務博士ということである方もいらっしゃるので、そういう方々の就職の問題についてもしっかりと大学の方で対応するようという、そういうプログラムをつくってきたところには加算をするということで考えていきたいと思っております。

○納谷座長 時間の関係もありますので、そろそろ。

それで、この顧問会議としては、文部科学省の提案を前提に作業を進めていただきたい。法科大学院教育の充実はちゃんと忘れずにしっかりと進めていただきたいということだと思いますので、この案で。

もう一つ、法務省の方の人を減らすというところの問題は、かなり大きな問題もあるとは思いますが、現状ではやむを得ないところの提案のようですが、この点もよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 それでは、そういうことで閉じさせていただきます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。次は法曹人口についてであります。法曹人口につきましては必要な調査を行うこととされておりますけれども、この点につきまして、まず推進室から御説明いたします。

また、この点につきましては、前回の会議で公認会計士試験の点などについて御質問いただきましたので、併せて御説明いたします。お願いします。

○松本副室長 御説明申し上げます。まず、宿題から御説明申し上げます。

1点、前回、宮崎顧問から御指摘のありました、総務省の政策評価についての状況について御説明申し上げます。資料7を御覧ください。こちらが総務省の政策評価に関する資料でございます。平成23年度から平成24年度にかけて、総務省において法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価が実施され、平成24年4月20日にその評価結果を公表するとともに、法務省及び文部科学省に対する勧告が行われました。99ページから105ページまでは、その概要資料でございます。

100ページを御覧ください。「1 司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討」というものが法曹人口に関する部分の勧告でございます。

この政策評価を行うに際しまして、総務省が行った様々な調査の内容につきましては、112ページ以降にいろいろと、これは政策評価書の本文を抜粋したものでございますが、添付しておりますので、適宜、後ほど御参照ください。

さらに、113ページの「5 政策効果の把握の手法」の部分に記載がありますとおり、総務省におきましては、この政策評価を行うに当たりまして、法務省、文部科学省、地方公共団体、日本弁護士連合会、法科大学院等の関係団体に対する実地調査を行いましたほか、法科大学院の専任教員、法科大学院の修了学年に在学中の学生、新司法試験受験中の者、新司法試験を経て弁護士となった者、旧司法試験を経て弁護士となった者などの法曹関係者及び国民を対象とした意識調査を実施しております。

さらに、134ページ以降に具体的な数値や把握の結果、意識調査等の結果が記載されております。

なお、この総務省の勧告につきましては、その後、総務省から政策への反映状況の報告を求められております。

法務省から、本年1月の時点で回答しております。その資料が215ページでございます。この時点では法曹人口の在り方につきまして、まさに法曹養成制度検討会議において検討中ございまして、平成25年8月2日までに結論を得る予定である旨の回答をしているところでございます。

ちなみに、次の回答は前の回答から1年後という縛りがございまして、そうしますと来年、平成26年2月となる見込みでございます。その際には、本年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定で事実上3,000人の目標を撤回したことや、その後の推進室におきまします検討状況等を回答することとなると思われるところでございます。

続きまして、公認会計士試験について御説明申し上げます。これは資料8を御覧ください。

227ページで、こちらが公認会計士試験合格者の推移でございます。

これにつきましては、228ページにございまして、平成14年12月に金融審議会公認会計士制度部会報告というものがございまして、平成30年に公認会計士数を5万人とするため、合格者数を2,000人から3,000人とすることが提言されております。司法試験の場合と異なり、閣議決定はされておられません。

試験実施機関であります公認会計士・監査審査会は、平成19年から合格者数を増加させた後、平成21年から合格者を減少させてきておりますが、その理由ないし議論状況につきましては公表されておられません。金融庁に問い合わせたところ、非公表扱いとしているということでございました。

なお、公認会計士試験合格者数につきましては、231ページと232ページにございまして、平成24年に金融庁としての考え方が公認会計士・監査審査会に示されておりますが、この審査会における議論状況が非公開でございますので、231ページと232ページのような考え方がどのように審査会におかれて考慮されたのかということは明らかでございません。

なお、229ページと230ページにございまして、平成21年及び平成23年にも金融庁は同趣旨の考えを庁内の懇談会に示しているようでございます。

宿題の御説明は以上でございます。

続きまして、法曹人口の調査関係について御説明申し上げます。資料6を御覧ください。

法曹養成制度検討会議の取りまとめ等におきまして、あるべき法曹人口について提言することを目指して必要な調査を行うことが求められているところでございますが、推進室といたしましては、その方法を現在検討しているところでございます。

調査に当たりましては、まず調査方法や収集すべきデータについての設計が必要となり

ます。さらに、この設計に基づくデータの収集の実施が必要になります。さらには、収集したデータの分析という、これらの段階を経ることが必要でございまして、我々はこういう知見がございませんので、正に現在、専門家から、これらの点についてアドバイスを得ている状況でございます。

さらに、こうした調査の規模は予算規模というものを無視できないところがございまして、現在、内閣官房の予算担当部局とこれらの点についても折衝中という状況でございます。

したがって、現時点におきまして、この調査についての具体的な案をお示しできる段階には至っておりませんが、取り急ぎ、推進室の現時点で考えております調査項目あるいは調査に当たっての視点をお示ししたものが97ページの資料6でございます。これは、法曹人口調査に関するデータを既存のものも含めまして収集するに当たり、必要な視点を例示したものでございます。

「要素1 需要」につきましては、法曹はいずれも日本において法的サービスを提供するものでございますので、サービスの需要を数字によってある程度明らかにすることが有益ではないかと考えまして、ここに挙げた内容といいますのは、需要を示している一つの指針となり得るデータの項目でございます。

「要素2 質の確保・法曹の供給」という視点でございますが、現行制度上、質が確保された法曹を生み出すことが求められていると考えておりますところ、これを前提といたしました場合には、必要な質が確保された法曹をどの程度生み出していけるのかを明らかにすることが有益ではないかと考えているところでございます。ここに挙げましたのは、その指針あるいはデータの例でございます。

「要素3 対比的観点」につきましては、外国における法的サービスの提供状況との違いを意識する必要はあるのではないかと。さらに、同じように法的サービスを提供する法曹の人口を参考にすることを想定とした、外国等との比較あるいは国内の隣接法律職との比較等々という内容でございます。これらの点も法曹人口の検討に当たっては必要な検討項目であると現時点では考えております。

「要素4 均衡的観点」につきましては、日本国内における全体的な供給バランスを見ようという趣旨のものでございます。

「要素5 公益的業務等」につきましては、法曹の役割に着目したもので、例えば弁護士会会務などの業務は弁護士にとって必要なものでございますが、その変化等も踏まえる必要があるのではないかと。例えば、国選弁護は法制度上絶対に必要なものであって、その辺の変化というものはどのようなものなのかとか、あるいは例えば消費者・福祉などにおきましてはまだ法的サービスの提供が必要であり、場合によっては政策的に弁護士の活動領域としていくことが適切と思われる分野もございまして、そのような点も検討の一つの要素とする必要があるのではないかと考えているところでございます。

繰り返しになりますが、今後、推進室におきましては専門家とも協力をしながら、調査

に必要なデータを特定し、調査方法を定めたいと思っておりますが、その際の視点等々につきまして、顧問の方々からの御意見をいただきたいと思っておりますのでございます。

よろしく申し上げます。

○納谷座長 前回までの質問についての報告は、これでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○阿部顧問 資料8に公認会計士試験の合格者の推移等のデータがあるのですが、正に混乱の極みでありまして、平成14年に合格者3,000人という目標を立てて、平成20年にその目標を達成して、その後、急ブレーキを踏んでしまったと。しかもその後、平成22年、平成23年、平成24年と、毎年、数を減らすということを金融庁が決めて、その結果、何が起こったかといいますと、まず教育現場の大混乱と、当然のことながら、志願者が急減し、また今、数が足りなくなってきたので増やさなければいけないという話になっているという、もう混乱の極みであります。

会計大学院は法科大学院と違いまして、受験資格と関係ないのでありますが、それにしても、現場の痛みや学生・受験生の苦労は大変なものであったと思います。こういうことにしてはならぬということで、是非よろしく申し上げます。

○納谷座長 それでは、一応、報告の方はここで終えて、今の法曹人口の問題について意見を求めたいと思います。

○宮崎顧問 質問で構いませんか。

○納谷座長 はい。どうぞ。

○宮崎顧問 97ページですが、資料6の「法曹人口調査の視点・考慮要素例（案）」というもので例示をまとめていただいておりますが、この中に私どもが一番気にしている、研修所を出た後の就職状況が出ていない。例えば一括登録の数の推移でありますとか、そういうものが出ていない。これは是非とも、この辺りについて考慮要素として入れなければならないのではないかという具合に考えています。

先ほど阿部顧問の方で、公認会計士の混乱の極みということですが、ただ、金融庁の判断要素も結局、監査法人による採用が低迷しているなどという就職状況から判断をしているようでございますので、この辺り、考慮をお願いしたいと思っております。

○松本副室長 また御意見を踏まえまして、検討したいと思えます。

○納谷座長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○吉戒顧問 司法制度改革審議会意見書で3,000人という数字が出たのも、あれは実証的なデータが背景にあるわけではなくて、フランスの法曹人口を念頭に置いて出した数字ですから、今回、もしここで法曹人口について、ある程度の数字を出すのであれば、やはりきちんとした調査をする必要があると思います。その意味で、御提案の考慮要素はそれなりのものがあると思いますが、ただ、今、宮崎顧問がおっしゃったように、まだ足りない要素もあろうかと思っておりますので、そこら辺りはよく検討していただきたいなと思いま

す。

私も裁判官を退官して、今は弁護士事務所に入っていますが、実際、事務所の中で見ていますと、法廷事務以外のその他の事務の比重は非常に大きいなということを改めて実感していますので、そこら辺りをどういうふうにつかまえるのかなという感じがいたします。たしか、アメリカでは弁護士が110万人いて、法廷弁護士は1割ぐらいであると聞いていますので、それ以外の弁護士は何か事務的なことをやっているのでしょうかけれども、日本もだんだん、それに近づいているのではないかなと思いますが、そういう需要も何か把握できるようなエレメントを見つけていただきたいなと思います。

○納谷座長 いいですか。

○松本副室長 はい。ありがとうございます。

○納谷座長 どうぞ。

○宮崎顧問 吉戒顧問から法廷業務だけではないという御意見をいただきまして、これを修習内容にも是非反映していただきたいとお願いしたいところですが、今回の調査についてですが、調査を待つて考えるのだということですが、調査結果でどんなものが出るのかといいますと、総務省の方の調査以上のものが出るのか。また調査しても、合格者は1,850人が妥当ですよとか、そういうことにはならないと思ひまして、必ず政策判断で具体的に何人にするかという作業がまた要と思うのです。調査を行うにしましても、総務省の、かなり詳細な調査が既にありますから、これを踏まえて早期に調査結果を出すようお願いをしたい。

さらに、今、お聞きしていますと、来年の4月から調査を始めて、1年ぐらいかかると。こういうように聞いておりますので、その間、それではどうするのかということがありまして、その間、今のような就職状況が続く。先ほどまでは予備試験か、法科大学院かということをおっしゃっていましたが、そもそも法学部に入る人まで更に減ってくるということも起きてくるのではないかなと思っています。そういう意味で、調査項目については先ほど意見を申し上げましたけれども、調査が出るまでの法曹人口の急増に対する対応策も併せて、調査結果が出てから考えるのではなくて、出てくるまでに当面どうするのかということも御検討いただきたい。このように思うわけでありませう。

自民党も公明党も、例えば公明党などは、合格者数を現状より相当程度抑制して、弊害の除去・解消に努めるべきではないかということまで提言されているところでありませうし、また、総務省の調査結果を見ましても、人数の明言はしていませんけれども、2,000人から抑制的に考えるべきであるという調査結果であることは間違いがないわけでありませうから、調査結果が出るまでも、やはり2,000人合格を抑制的に運用するように図るべきではないか。それをできれば顧問会議として提言をするべきではないかなと。このように考えているところでありませう。

○納谷座長 それでは、松本副室長どうぞ。

○松本副室長 宮崎顧問の御発言の点でございますが、推進室のミッションといたしまし

て、法曹養成制度検討会議を受けての法曹養成制度関係閣僚会議の決定がございます。そこでは明確に、法曹人口の調査をきちんとやれというオーダーを受けているところでございます。それを抜きに、推進室といたしまして何らかの政策的な提案というものを、その調査を待たずにする予定はございません。

さらに、顧問の方々からこれらの点についていろいろな貴重な御意見をいただくというのは、それを十分、可能な限り反映をしたいと思っておりますが、この点について何らかの、調査と関係ない形で、調査を踏まえない形での法曹人口あるいは司法試験合格者数の提言というところは、この顧問会議の性質上、適切ではないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 宮崎顧問に反対する意見であります。三つございます。

一つは、昔、合格者を3,000人と決めたことについては、何か根拠があったわけではないと思っております。そういう意味で、3,000人という非常に不明確な目標があって、それを法曹養成制度関係閣僚会議の閣議決定によって取り消されたこと自体は正しいと思っておりますが、現状の合格者を更に減らしていくべきであるということについては、2点の疑問があります。

一つは、前日も申し上げましたけれども、これは法曹として活動できる能力を試す試験でありますので、一種の資格試験であると。その合格水準が年によって大きく変わっていいものかという疑問が1点。

もう一つは、今の2,000人体制で本当に何か弊害が起こっているのかという疑問です。弁護士さんの業界の中での話は置いておくとして、国民の生活あるいは企業の活動に何か弊害が生じたか。ここは定かではない。そういう意味では、急激に減らすべきであるという御主張には賛成しかねます。

もう一つ、あえて言いますと、もし中長期的に合格者数を減らすということであれば、順番があって、やはり法科大学院の淘汰から始めないと、行方不明の学生をたくさん生み出すだけになってしまいます。そういう意味では、時間軸を考えて、このような調査も含めて、先を見通して進めていくべきであると思っております。

以上です。

○納谷座長 結論の方だけを先に言いますと、この問題は意見がいろいろ分かれてくると思っています。

それで、座長としてお願いなのですが、今日は12時半で終了を予定しております。あと1～2分しかございません。いつも時間で制限して申し訳ないのですが、法曹人口論として数をどうするかという結論の部分、出口の、最後のところはもうちょっと時間を、次回以降もありますので、何かの機会を得て議論していきたいと思っております。

今日の段階は、推進室の方で法曹人口の調査の視点と考慮要素の例をここに掲げている

資料6の方向で、更にこの項目がいかどうかの検討を進めていただいで調査に入っていくということで、宮崎顧問も言うように、できるだけ早く、いろいろな形で、実務的に支障のないようにというところもあるかもしれませんが、努力していただくということを顧問会議としてお願いしたいということで、結論の方はいろいろ、進行状況を見て必要に応じて、またこの話は出てくると思いますので、今日のところはこのぐらいにしておきたいと思います。

結論的に言いますと、資料6のような形で、先ほど出た意見はもちろん反映していただいて、更にこの項目、視点を決めていただいで進めていく方向で検討へ入っていただきたい。こういうことにしたいと思います。

よろしいでしょうか。この問題は大体、このぐらいにしておきたいと思います。

**○大場室長** 分かりました。それでは、今、出ました御意見を踏まえまして、更に検討したいと思っております。

最後の議題となりますけれども、法曹有資格者の活動領域についてであります。第1回の顧問会議で御報告したとおり、9月24日にこの法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会が設置されておりますので、有識者懇談会でのその後の検討状況等について、推進室から御報告申し上げます。

今日の時点ですと時間がありませんので、御報告だけということになろうかと思っております。

**○松本副室長** 簡単に御報告いたします。席上に、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の経過報告という形で、懇談会の大島座長からのペーパーを添付資料つきで席上に配付をさせていただいているものでございます。

この有識者懇談会が既に2回、10月11日と11月8日に開催されまして、その間に三つございます分科会がそれぞれ1回ずつ開催されております。まだ立ち上がって間もない状況でございますので、いろいろな具体的な実際のスキームについて御説明をして、あとはどう人をつけていくのかとか、そういった取組、あるいはさらなる具体的な試行がないのかを検討している状況でございます。

そういった状況を踏まえまして、11月8日の2回目の有識者懇談会におきましては、それらの状況の説明とともに、例えば企業においてはどのような法曹有資格者を欲しているのかとか、そのようなマッチングの問題とか、そのような議論も始めたところでございます。

例えば、この有識者懇談会の意見交換では、新たな分野、特に採算化が難しい分野での活動領域の拡大のためには、日本司法支援センター、いわゆる法テラスの活用が重要であるという御意見がかなり出た状況でございます。あるいは具体的な試行を実施するに当たりましては、日本弁護士連合会の協力が不可欠であるということが指摘された状況でございます。

以上、また具体的な試行の進展を踏まえまして、この顧問会議に御報告したいと思っております。

○納谷座長 よろしいでしょうか。

今日はお時間がないので、後で読んでいただきたいと思います。座長としてはこの領域についてしっかりと検討していただきたいと思います。そこでの結論は、法科大学院とか司法試験とか実務修習とか、そういうところへいろいろ影響を与えてくる場所であると思いますので、今後とも注視していきたい。このように思っております。

御協力ありがとうございます。

○大場室長 終了時間を過ぎてしまいましたけれども、本日はここまでとしたいと思いません。

次回の日程につきまして、推進室からお知らせいたします。

○松本副室長 御説明申し上げます。

今回は12月9日の午前10時からお昼12時までの予定で、場所は同じく、法務省のこの会議室でございます。詳細につきましては、追って御報告申し上げます。

○大場室長 それでは、本日はこれで終わります。ありがとうございます。

○納谷座長 いろいろな課題がたくさんありましたが、ほぼ予定の時間の中でようやく終わることができて、座長としてほっとしています。お忙しい方々に御協力いただきまして、本当にありがとうございます。